

## 国が行う指定都市の調査結果の公表方法について

国として全国学力・学習状況調査を実施する説明責任を果たすため、調査結果については、全国的な傾向だけでなく、都道府県ごとの状況を示してきた。

今般、教育行政における指定都市を取り巻く現状等を勘案し、国として、より積極的に説明責任を果たすべく、指定都市の結果を公表することについて検討を進めた。

## 1. 国が都道府県別の調査結果を公表している考え方

現在の全国学力・学習状況調査では、国が以下のことなどを勘案し、都道府県別の調査結果を公表してきた。

- (1) 規模（域内の広さ、児童生徒数、学校数等）が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられること
- (2) 都道府県教育委員会独自の学力調査においても、都道府県全体の調査結果を公表している例が多く見られること
- (3) 都道府県教育委員会は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなど、役割と責任を担っていること
- (4) 国として国全体の調査結果について説明責任を有しており、その観点から全国的な調査結果だけを示すのでは十分ではなく、都道府県単位程度の状況について公表する必要があること

## 2. 指定都市を取り巻く現状

## (1) 指定都市の規模（参考 1）

- 平成 28 年度調査における後日実施も含めた参加児童生徒数を見た場合、指定都市では、小中学校ともに、全ての市が 5 千人を超えているが、参加児童生徒数が少ない都道府県では 5 千人を下回っているところもある。

## (2) 学力調査の結果公表の状況（参考 2）

## ① 全国学力・学習状況調査の結果公表の状況

- 平成 26 年度調査では、全 20 市すべての市が市全体の結果を公表しており、そのうち、17 市が平均正答率（数）を公表していた。

## ② 指定都市独自の学力調査の結果公表の状況

- 平成 27 年度において、指定都市では、小中学校ともに、全 20 市中 15 市が独自の学力調査を実施しており、そのうち、13 市が市全体又は学校ごとに調査結果を公表していた。

## (3) 教職員給与負担等の指定都市への移譲（参考 3）

- 現在、指定都市は教職員の人事を担っているが、平成 29 年度からは教職員の給与負担等の権限について指定都市へ移譲されることとなっており、都道府県と同様の役割と責任を担うこととなる。

### 3. 都道府県・指定都市教育委員会の意向（参考4・5）

- 指定都市教育委員・教育長協議会が指定都市教育委員会に対して行ったアンケート調査では、国が指定都市の結果を公表することについて、以下のような回答であった。
  - ・ 「賛成である」5市
  - ・ 「公表はやむを得ないが配慮が必要である」7市
  - ・ 「どちらかというところと反対である」8市
- 一方、文部科学省が行った都道府県教育委員会に対するアンケート調査では、「指定都市の調査結果を国が公表すべきではない」との回答は4都道府県であった。

### 4. 指定都市の結果公表

- 上記「2.」の指定都市の取り巻く現状や、「3.」の都道府県・指定都市教育委員会の意向を勘案すると、
  - ・ 全国学力・学習状況調査や指定都市独自の学力調査で多くの指定都市が市全体の調査結果を公表しており、参加する児童生徒数に関して指定都市は都道府県と同規模を有することから、国が指定都市の結果を公表しても、弊害が生じるおそれは比較的小さいこと
  - ・ 教職員給与負担等は指定都市へ移譲すると、全国学力・学習状況調査によって指定都市の教育施策についての課題を把握できたとしても、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られること
  - ・ 都道府県・指定都市教育委員会で、国が指定都市の結果を公表することに反対しているところは、4都道府県・8指定都市と少数であったことから、平成29年度から国が指定都市の調査結果を公表し、国民に対して、より一層説明責任を果たしていくこととする。
- しかしながら、国が指定都市の調査結果を公表することにより、序列化や過度な競争を招かないよう、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、必要な配慮を行うこととする。
- なお、学校数に関して都道府県よりも規模が小さい指定都市が多いが、国は学校別の調査結果の公表を行うものではなく、指定都市全体の児童生徒の状況について公表することから、参加する児童生徒数の規模を重視することとする。

### 5. 都道府県の結果公表の内容

- 都道府県教育委員会に対するアンケート調査では、国が行う都道府県の調査結果の内容について、以下のような回答であった。
  - ・ 「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」28都道府県
  - ・ 「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」3都道府県

- ・ 「都道府県（指定都市を含む）と都道府県（指定都市を除く）の両方」 9 都道府県
- ・ 「どの場合でもよい」 7 都道府県
- 「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」を国が公表するメリットとしては、以下のようなものが挙げられる。
  - ・ 指定都市を含む都道府県内全域の状況を説明することができる
  - ・ 平成28年度調査までは、都道府県の調査結果は指定都市を含むものであり、経年の変化を説明することができる
- 一方、「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」を国が公表するメリットとしては、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られるため、都道府県教育委員会が講じた教育施策の成果をより明確に説明することができることが挙げられる。
- それぞれの公表内容のメリットを生かすため、国としては、「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」と「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」の両方を公表することとする。

## 小学校 参加児童数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を含む)			指定都市		
県名	児童数	学校数	都市名	児童数	学校数
東京都	89,457	1,299	横浜市	29,479	344
神奈川県	73,283	861	大阪市	18,040	293
大阪府	72,580	999	名古屋市	17,968	261
愛知県	67,332	979	札幌市	14,344	202
埼玉県	61,059	818	神戸市	12,559	165
千葉県	52,365	809	福岡市	12,268	143
兵庫県	47,953	759	川崎市	11,350	113
福岡県	43,366	741	さいたま市	10,921	103
北海道	40,725	1,047	広島市	10,415	141
静岡県	32,114	512	京都市	10,194	167
茨城県	25,036	507	千葉市	8,344	112
広島県	23,841	478	仙台市	8,265	120
京都府	20,370	377	北九州市	7,814	131
宮城県	19,151	384	堺市	7,460	93
新潟県	18,340	480	浜松市	7,114	100
岐阜県	18,142	371	新潟市	6,382	109
長野県	18,094	365	岡山市	6,184	89
群馬県	17,295	313	相模原市	5,759	72
栃木県	17,063	372	静岡市	5,705	85
岡山県	16,535	392			
福島県	15,886	448			
三重県	15,758	372			
沖縄県	15,114	259			
鹿児島県	14,255	506			
滋賀県	13,269	223			
長崎県	11,785	331			
愛媛県	11,476	278			
山口県	11,327	287			
奈良県	11,208	202			
青森県	10,388	293			
岩手県	10,356	335			
宮崎県	9,833	230			
石川県	9,721	209			
大分県	9,530	266			
山形県	9,343	252			
富山県	9,022	191			
香川県	8,601	156			
和歌山県	7,617	242			
秋田県	7,558	203			
佐賀県	7,558	165			
福井県	6,989	192			
山梨県	6,947	174			
徳島県	5,875	175			
島根県	5,783	204			
高知県	5,473	191			
鳥取県	4,852	130			
合計	1,029,625	19,377	合計	210,565	2843

(参考)平成27年度

熊本県	15,861	362	熊本市	6,669	94
-----	--------	-----	-----	-------	----

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査  
 中学校 参加生徒数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を含む)			指定都市		
県名	生徒数	学校数	都市名	生徒数	学校数
東京都	74,983	642	横浜市	25,669	148
大阪府	70,759	469	大阪市	17,535	131
神奈川県	65,947	419	名古屋市	16,383	110
愛知県	65,674	428	札幌市	14,109	99
埼玉県	59,217	423	福岡市	11,659	70
千葉県	49,089	386	神戸市	11,334	83
兵庫県	45,416	348	さいたま市	10,252	57
福岡県	42,152	347	京都市	9,515	73
北海道	41,285	607	広島市	9,196	64
静岡県	31,429	270	川崎市	9,155	53
茨城県	24,909	229	仙台市	8,270	64
広島県	22,302	239	千葉市	7,815	55
宮城県	19,630	206	北九州市	7,523	64
京都府	19,584	170	堺市	7,082	43
新潟県	19,254	242	浜松市	6,730	49
長野県	18,599	190	新潟市	6,455	58
岐阜県	18,558	188	岡山市	5,786	38
群馬県	17,884	167	相模原市	5,525	37
栃木県	17,325	167	静岡市	5,201	42
福島県	16,941	225			
岡山県	16,600	158			
三重県	15,638	159			
沖縄県	14,754	147			
鹿児島県	14,173	218			
滋賀県	12,971	104			
長崎県	12,017	178			
山口県	11,660	152			
愛媛県	11,485	136			
青森県	11,235	163			
岩手県	11,049	168			
奈良県	10,917	105			
石川県	10,302	91			
山形県	9,916	98			
大分県	9,727	128			
富山県	9,485	83			
宮崎県	9,485	132			
香川県	8,367	71			
和歌山県	7,957	124			
秋田県	7,942	116			
佐賀県	7,751	93			
福井県	7,190	75			
山梨県	7,111	82			
徳島県	6,241	82			
島根県	5,943	102			
高知県	4,922	109			
鳥取県	4,816	61			
合計	1,000,591	9,497	合計	195,194	1338

(参考)平成27年度

熊本県 15,971 169 熊本市 6,608 43

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査  
 小学校 参加児童数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を除く)			指定都市		
県名	児童数	学校数	都市名	児童数	学校数
東京都	89,457	1,299	横浜市	29,479	344
埼玉県	50,138	715	大阪市	18,040	293
愛知県	49,364	718	名古屋市	17,968	261
大阪府	47,081	613	札幌市	14,344	202
千葉県	44,021	697	神戸市	12,559	165
兵庫県	35,394	594	福岡市	12,268	143
神奈川県	26,700	332	川崎市	11,350	113
北海道	26,381	845	さいたま市	10,921	103
茨城県	25,036	507	広島市	10,415	141
福岡県	23,284	467	京都市	10,194	167
静岡県	19,295	327	千葉市	8,344	112
岐阜県	18,142	371	仙台市	8,265	120
長野県	18,094	365	北九州市	7,814	131
群馬県	17,295	313	堺市	7,460	93
栃木県	17,063	372	浜松市	7,114	100
福島県	15,886	448	新潟市	6,382	109
三重県	15,758	372	岡山市	6,184	89
沖縄県	15,114	259	相模原市	5,759	72
鹿児島県	14,255	506	静岡市	5,705	85
広島県	13,428	337			
滋賀県	13,269	223			
新潟県	11,958	371			
長崎県	11,785	331			
愛媛県	11,476	278			
山口県	11,327	287			
奈良県	11,208	202			
宮城県	10,886	264			
青森県	10,388	293			
岩手県	10,356	335			
岡山県	10,351	303			
京都府	10,176	210			
宮崎県	9,833	230			
石川県	9,721	209			
大分県	9,530	266			
山形県	9,343	252			
富山県	9,022	191			
香川県	8,601	156			
和歌山県	7,617	242			
秋田県	7,558	203			
佐賀県	7,558	165			
福井県	6,989	192			
山梨県	6,947	174			
徳島県	5,875	175			
島根県	5,783	204			
高知県	5,473	191			
鳥取県	4,852	130			
合計	819,068	16,534	合計	210,565	2843

(参考)平成27年度

熊本県 9,192 268 熊本市 6,669 94

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査  
 中学校 参加生徒数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を除く)			指定都市		
県名	生徒数	学校数	都市名	生徒数	学校数
東京都	74,983	642	横浜市	25,669	148
愛知県	49,291	318	大阪市	17,535	131
埼玉県	48,967	366	名古屋市	16,383	110
大阪府	46,142	295	札幌市	14,109	99
千葉県	41,274	331	福岡市	11,659	70
兵庫県	34,082	265	神戸市	11,334	83
北海道	27,178	508	さいたま市	10,252	57
神奈川県	25,608	181	京都市	9,515	73
茨城県	24,909	229	広島市	9,196	64
福岡県	22,974	213	川崎市	9,155	53
静岡県	19,498	179	仙台市	8,270	64
長野県	18,599	190	千葉市	7,815	55
岐阜県	18,558	188	北九州市	7,523	64
群馬県	17,884	167	堺市	7,082	43
栃木県	17,325	167	浜松市	6,730	49
福島県	16,941	225	新潟市	6,455	58
三重県	15,638	159	岡山市	5,786	38
沖縄県	14,754	147	相模原市	5,525	37
鹿児島県	14,173	218	静岡市	5,201	42
広島県	13,108	175			
滋賀県	12,971	104			
新潟県	12,799	184			
長崎県	12,017	178			
山口県	11,660	152			
愛媛県	11,485	136			
宮城県	11,361	142			
青森県	11,235	163			
岩手県	11,049	168			
奈良県	10,917	105			
岡山県	10,818	120			
石川県	10,302	91			
京都府	10,069	97			
山形県	9,916	98			
大分県	9,727	128			
富山県	9,485	83			
宮崎県	9,485	132			
香川県	8,367	71			
和歌山県	7,957	124			
秋田県	7,942	116			
佐賀県	7,751	93			
福井県	7,190	75			
山梨県	7,111	82			
徳島県	6,241	82			
島根県	5,943	102			
高知県	4,922	109			
鳥取県	4,816	61			
合計	805,422	8,159	合計	195,194	1338

(参考)平成27年度

熊本県 9,371 126 熊本市 6,608 43

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

## 平成26年度全国学力・学習状況調査の指定都市における結果公表に関する調査結果

指定都市全体の結果の公表 20市  
うち教科の平均正答率（数）を公表 17市

## 平成27年度実施の指定都市による独自の学力調査について（小学校）

自治体名	対象学年	対象教科	調査時期	調査規模	公表の有無	公表レベル
札幌市	実施していない(3年に1度の頻度で実施。最新の実施は平成26年度)					
仙台市	3年生	国、算	4月	悉皆	有	市町村
	4、5、6年生	国、算、理、社				
さいたま市	3、4年生	国、算	1月	悉皆	有	市町村
	5、6年生	国、算、理、社、 特徴的な枠組で行う問題				
千葉市	3、5年生	国、算、理、社	2～3月	悉皆	有	市町村
川崎市	5年生	国、算	5月	悉皆	有	市町村
横浜市	1、2年生	国、算	2月	悉皆	有	学校
	3、4、5、6年生	国、算、理、社				
相模原市	実施していない					
新潟市	5年生	社	1月	悉皆	有	市町村
静岡市	実施していない					
浜松市	3、5年生	国、算	12月	悉皆	無	
名古屋市	4、5年生	国	4～5月	悉皆	有	市町村
京都市	3、4、5、6年生	国、算、理、社	1月	悉皆	無	
	5、6年生	国、算	8～9月			
大阪市	1、2、3、4、5、6年生	国、算、理、社	2月	悉皆	有	市町村
堺市	3、4、5、6年生	国、算	11月	悉皆	有	市町村
神戸市	4年生	国、算	10月	悉皆	有	市町村
	5年生	国、算、理、社				
岡山市	実施していない					
広島市	実施していない					
北九州市	5年生	国、算	1月	悉皆	有	市町村
福岡市	4、6年生	国、算、理、社	12月	悉皆	有	学校
熊本市	2、3、4、5、6年生	国、算	4～5月	悉皆	有	市町村

## 平成27年度実施の指定都市による独自の学力調査について（中学校）

自治体名	対象学年	対象教科	調査時期	調査規模	公表の有無	公表レベル
札幌市	実施していない(3年に1度の頻度で実施。最新の実施は平成26年度)					
仙台市	1年生	国、数、理、社	4月	悉皆	有	市町村
	2、3年生	国、数、理、社、英				
さいたま市	1、2年生	国、数、理、社、英、 特徴的な枠組で行う問題	1月	悉皆	有	市町村
	3年生	国、数、理、社、英				
千葉市	2年生	国、数、理、社、英	3月	悉皆	有	市町村
川崎市	1、2、3年生	国、数、理、社、英	11月	悉皆	有	市町村
横浜市	1、2年生	国、数、理、社、英	2月	悉皆	有	学校
	3年生		11月			
相模原市	実施していない					
新潟市	2年生	社、英	1月	悉皆	有	市町村
静岡市	実施していない					
浜松市	2年生	国、数、英	12月	悉皆	無	
名古屋市	2年生	国、数	4～5月	悉皆	有	市町村
京都市	1年生	国、数	4月	悉皆	無	
	1年生	国、数、理、社、英	12月			
	2年生	国、数、理、社、英	7月・10月・1～2月			
	3年生	国、数、理、社、英	5月・10月			
大阪市	1、2年生	英	2月	悉皆	有	学校 (原則、各学校で公表となっているが、単学級の学校等については公表しないこともできる)
	3年生		11月			
堺市	3年生	国、数、理、社、英	10月	悉皆	有	市町村
神戸市	1、2、3年生	国、数、英	11月	悉皆	有	市町村
	1年生	国、数、理、社	10月	悉皆	有	市町村
2年生	国、数、理、社、英					
岡山市	実施していない					
広島市	実施していない					
北九州市	1、2年生	国、数	1月	悉皆	有	市町村
	3年生	英	10月			
福岡市	1年生	国、数、理、社、英	2月	悉皆	有	学校
	3年生		10月			
熊本市	1年生	国、数、理、社	4月	悉皆	有	市町村
	2、3年生	国、数、理、社、英				



# 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

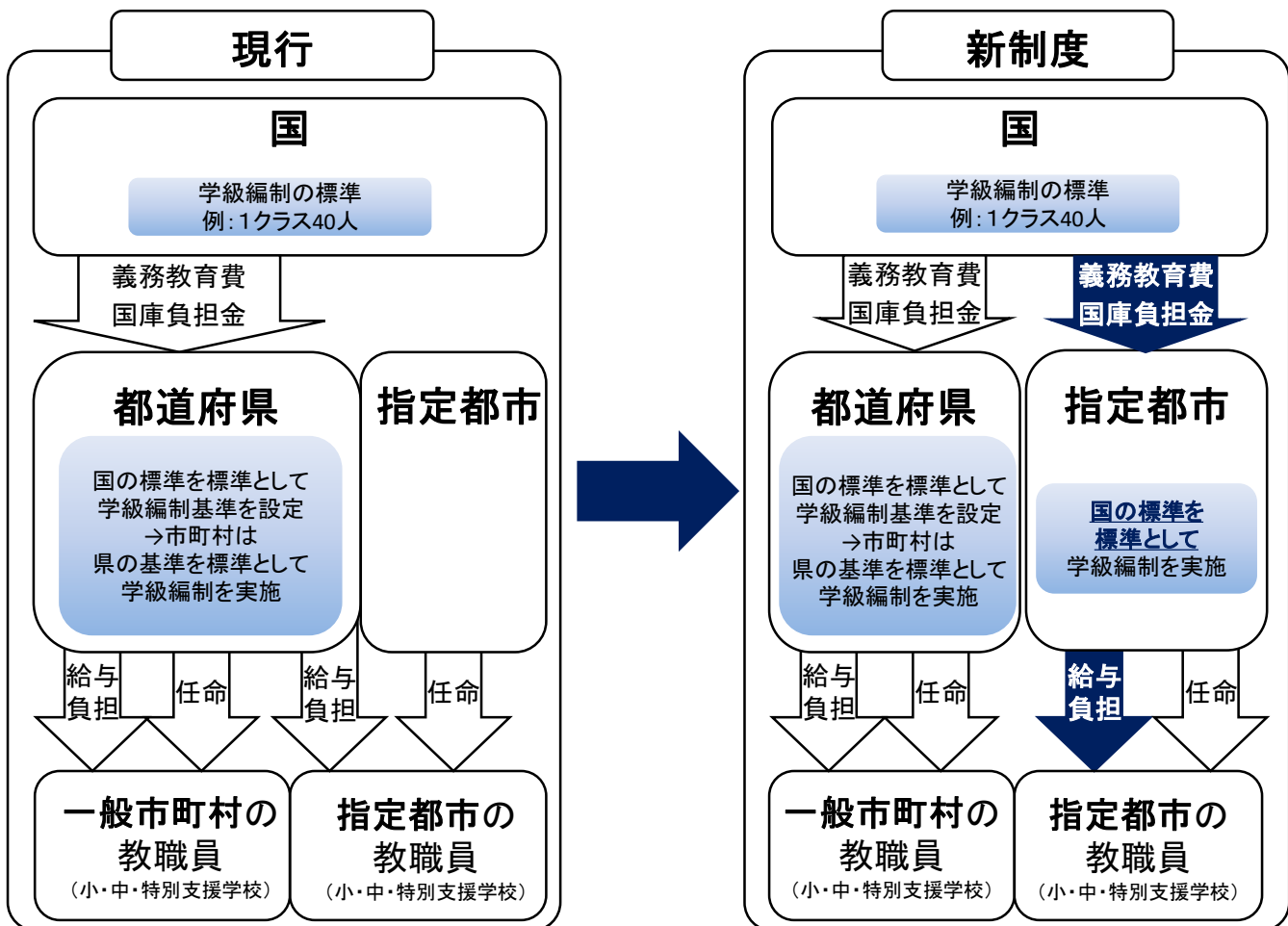
## 背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

## 移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、平成25年11月に税源移譲の方策について両者が合意
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。

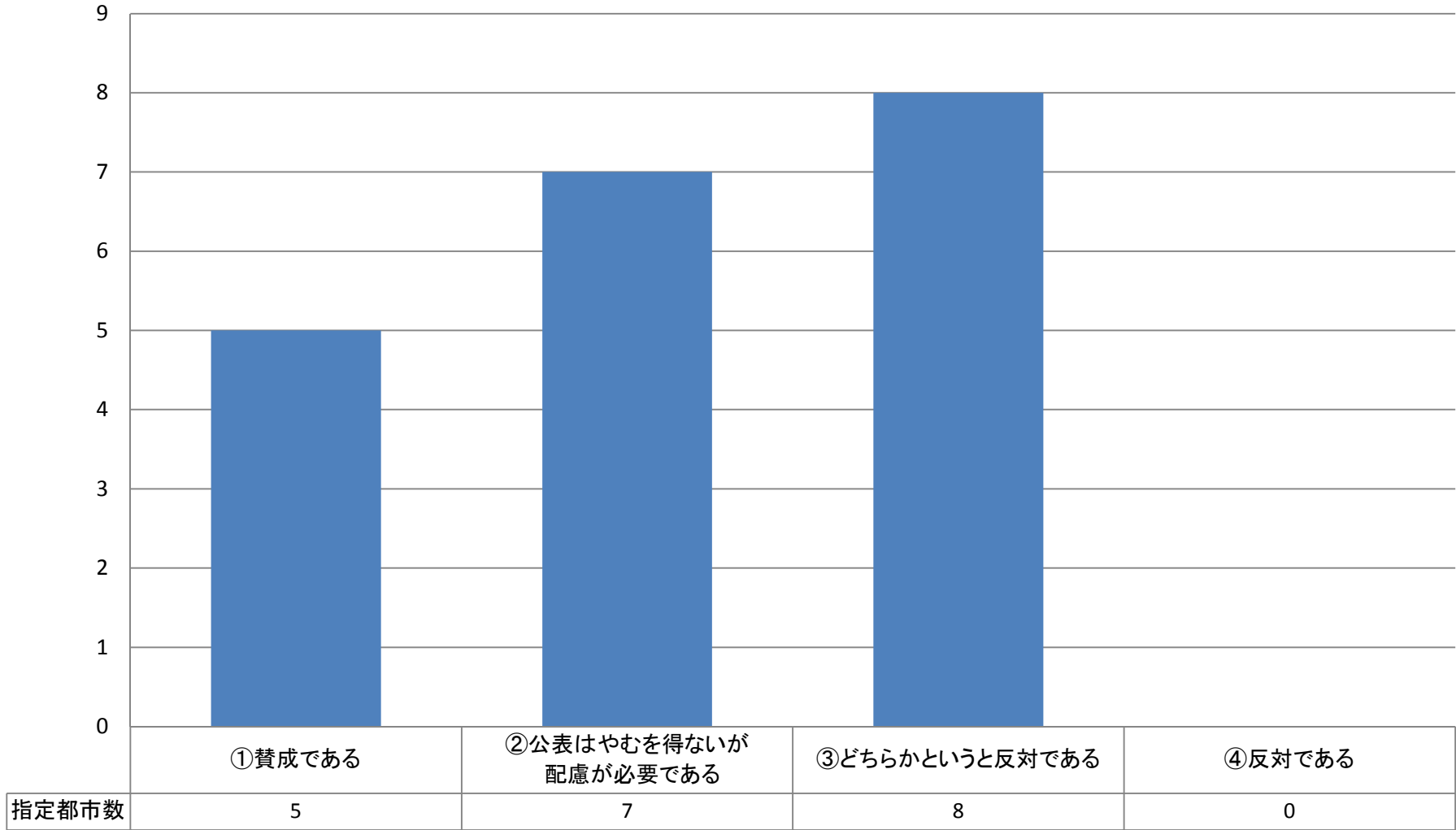
## 権限移譲のイメージ



## 今後のスケジュール

- 平成29年4月1日:新制度へ移行。

### 全国学力・学習状況調査の結果公表に関する 指定都市の調査 集計結果



## それぞれの選択肢を選んだ理由・公表に対する意見

### ① 賛成である(5市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
A市	県の点数から本市部分を除くかどうかについては、県の意向を尊重したい。
B市	文部科学省が指定都市の調査結果を公表することに同意する。については、文部科学省からの調査結果の提供に関して、指定都市にも都道府県対象の説明会への参加を認め、調査結果を提供していただきたい。
C市	全国学力・学習状況調査の目的にあわせ、本市でも全国的な状況との関連において、本市の教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図りたいと考えている。市民にも同様に教育施策の成果と課題を公表することで、より改善に向けて理解を得ることができると考える。
D市	公表の趣旨及び開始時期など詳細を明らかにしていただきたい。
E市	本市では、現行の公表方法でも市民や保護者に対して十分な説明責任を果たしていると考えており、今後も、学校の序列化や比較にならないよう、配慮する必要があると考えている。

### ② 公表はやむを得ないが配慮が必要である(7市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
F市	本市では、全国学力・学習状況調査の実施要領において示されている「調査の目的」や「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえつつ、より一層、保護者、市民の理解と協力を得ながら教育活動を充実していくために、平成27年度、従来の言葉やグラフで示す表現方法に加えて、分析の根拠となる平均正答率の数値も示した。文部科学省による指定都市の公表についても、実施要領の「調査の目的」や「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえてなされるべきものである。
G市	本調査は、「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」ことを目的として実施している。調査結果を公表することは、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、調査結果を生かし、各学校が自主的に授業改善等を行うことで児童生徒の確かな学力を育むことにつながると考えている。
H市	公表については、数値による競争にならないよう、調査の本来の趣旨・目的についての共通理解がなされるための方策をお願いしたい。
I市	公表に対しては条件付きで賛成である。 ・条件:文部科学省が、全国学力・学習状況調査の結果公表を、指定都市に拡大する目的を、国民に明確に説明し理解されること。 ・結果公表が、各都市間の序列化や競争につながることは、市民、県民にとって混乱を生むことになり望むものではない。また、本来の学力・学習状況調査の趣旨から考えてもあるべき姿ではない。
J市	本市は、これまで市の結果について公表しているのに、公表することには問題ないが、県や政令市との無用な序列化につながらないように配慮願いたい。
K市	全国学力・学習状況調査のねらいを国民にきちんと説明し、理解を得られた上での公表をお願いしたい。毎年のことではあるが、どうしても平均正答率や都道府県の順位がひとり歩きしていることは否めない。公表の目的を明確にし、いたずらに平均正答率や順位がひとり歩きすることがないようにしていただきたい。
L市	これまで、本市の結果について公開しており、特に問題はない。

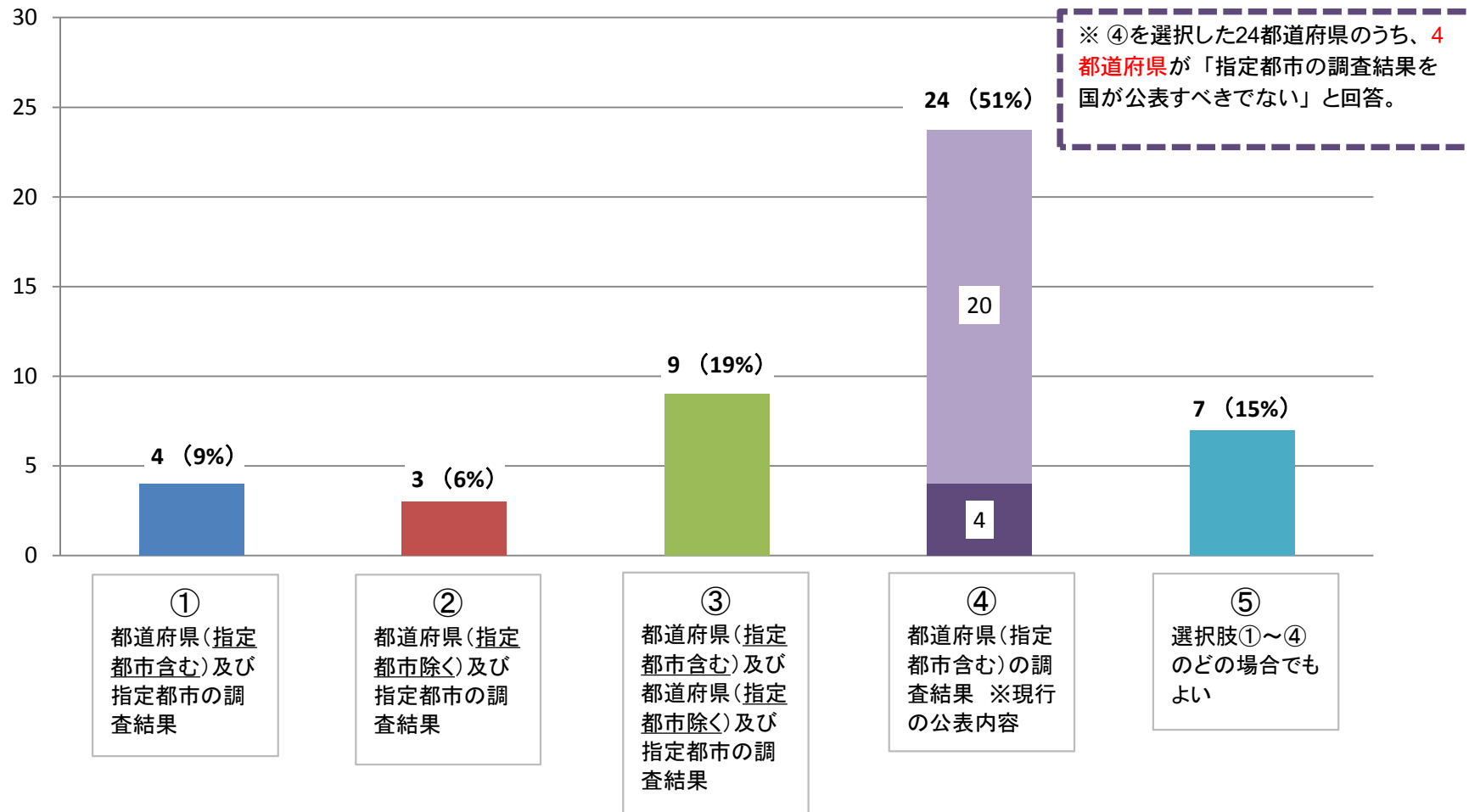
③ どちらかというとは反対である(8市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
M市	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の改善並びに学校における教育指導の充実及び学習状況の改善に役立てることを目的としているものであること、また、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であることから、平均正答率の結果の公表については、地域における実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施する各市の判断に委ねられるべきと考える。</p>
N市	<p>序列化や過度な競争とならないような取り扱いを希望する。</p>
O市	<p>・これまでも各自治体において、結果についての公表を行い、保護者・地域の方々への説明責任は果たしていると考え。しかしながら、国が指定都市についての公表を行うこととなると、新聞紙上等で都道府県の平均正答率に加え、指定都市の平均正答率も示されることとなり、これまで以上に序列化や過度な競争が生じるのではないかと懸念する。          ・指定都市の結果については、都道府県のデータの中にも含まれるのか、都道府県のデータには含まず、切り分けて示されるのかを伺いたい。</p>
P市	<p>実施要領の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」に関して、学校の序列化や過度な競争につながらないように学校名を明らかにした平均正答率については、教育上の影響等に十分配慮することが必要であることから、公表を行わないよう指示してほしい。          本市では、「教科学力」のみでなく、「社会的実践力」や「学びの基礎力」等も含めた「総合的な学力」を育成する教育を推進している。今後、公表の方法の変更により序列化が進み、その結果、過度な競争を強いることになり、各学校が「教科学力」のみに傾倒した教育を行わざるを得なくならないよう十分に配慮願いたい。          本市では、上記のような視点に基づき、ホームページで既に公表している。そのため、一律に文部科学省が公表する必要はないと考える。</p>
Q市	<p>調査本来の目的は、学力を把握し、指導に生かすことであり、慎重にご判断いただきたい。</p>
R市	<p>本市では平成19年度から、本市調査結果の概要及び「報告書」を公開しており、今後も同様の公表を行っていくため、文部科学省が公表を行うことに対して異存はない。          ただし、文部科学省における指定都市についての公表にあたっては、これまで同様、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。          以上の観点から、地域の経済状況や家庭環境等、児童生徒を取り巻く教育環境は各自治体ごとに異なっているため、単に平均正答率等を公表するのではなく、各自治体の個々の状況を踏まえた分析と併せて公表を行っていただきたい。</p>
S市	<p>指定都市の調査結果の公表が、指定都市間の序列化や、都道府県と指定都市間の序列化の報道や過度な競争を生むおそれがあることから、結果の公表については慎重に検討すべきと考える。</p>
T市	<p>・現在の都道府県単位の公表については、規模が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられるためという理由であるが、指定都市の場合はいくつかの市が集まったものではなくその市単体であるため、弊害が生じるおそれが大きい。          ・現在、指定都市の中には平均正答率の公表を行っていない市もある。国が公表を行うことになると、新聞紙上等で指定都市の平均正答率も並べて示されることとなり、これまで以上に序列化や過度な競争が生じるのではないかと懸念する。          ・大切なのは、一人一人の子供たちの学力の経年変化を正確に把握し、対策を講じることである。(本市では小4～中3までの学力を把握するため、小4、小5、中1、中2について市独自の学力定着度調査も実施している。)市は正答率の公表を市独自で発表しているとはいえ、都道府県・政令市比較のような横並びの形で文部科学省が発表するのは賛成できない。          ・権限移譲は政令市公表の理由にはならないと考える。</p>

平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査 集計結果

【全47都道府県】

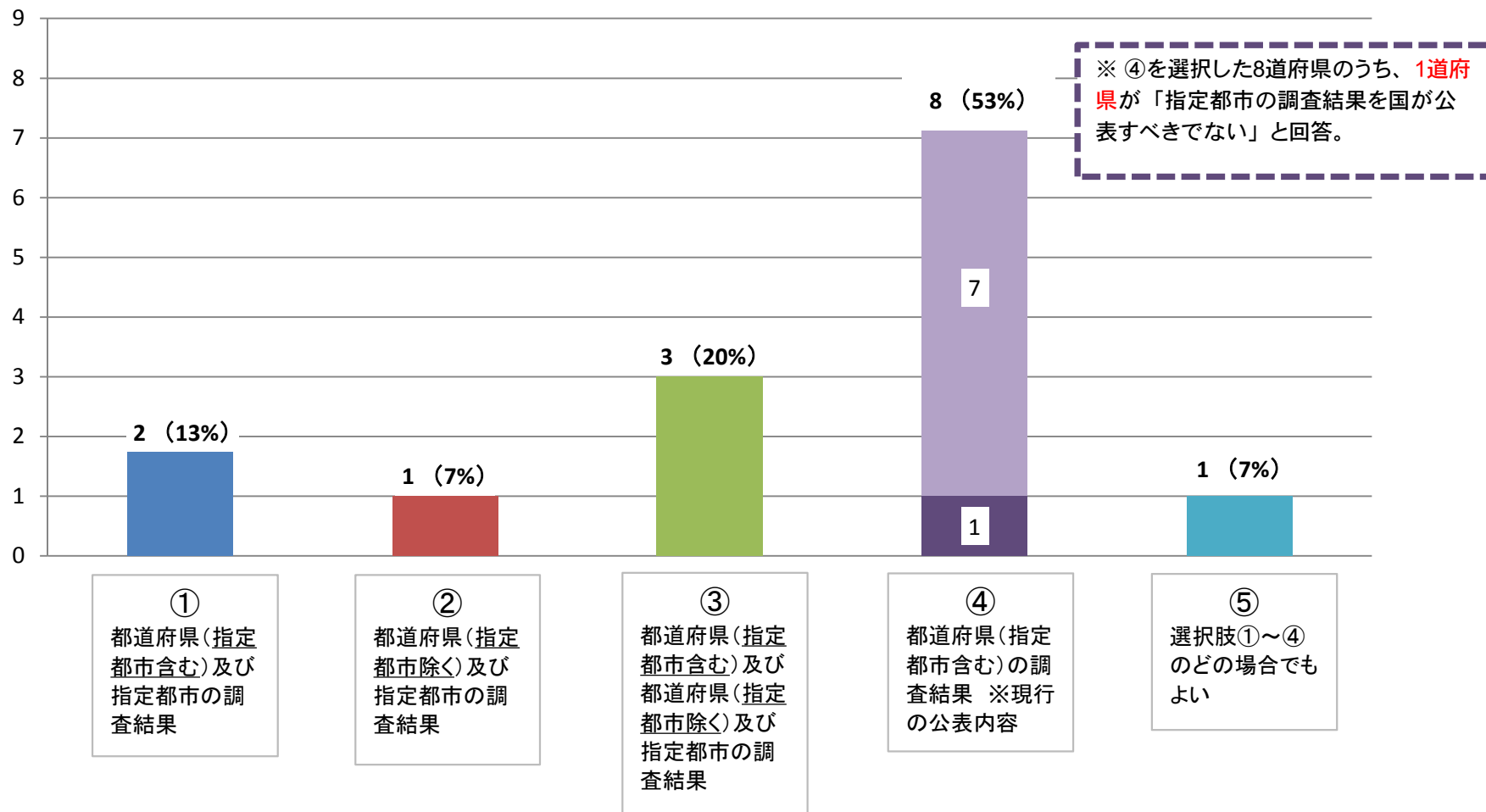
都道府県数



# 平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査 集計結果

## 【指定都市を有する15道府県】

道府県数



それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
A都道府県	①	次の2点を踏まえ、①とした。 1 指定都市においては、公立学校教員の給与・定数の事務が移管されることに伴い、都道府県と同等の説明責任が求められるため。 2 本都道府県教育委員会では、指定都市を含む本都道府県のすべての子どもたちの学力を全国以上とすることを目標として、取組を進めているため。		
B都道府県	①	これまで、本都道府県の児童生徒の学力・学習状況について、他の都道府県(指定都市含む)の調査結果との比較を基にして、検証改善を行ってきた。そのため、指定都市を含む都道府県の調査結果が公表される①③④であれば、過去の調査結果との経年比較ができるのでよいが、その中でも、これまで公表されなかった指定都市の結果が分かると、指令都市のよい取組を参考にできるようになることから、①が適当であると考え。		
C都道府県	②	都道府県教育委員会に指導助言等の権限のない指定都市の結果については、従前から、別途公表することが望ましいと考えていた。本都道府県においても、教員採用試験についても、平成29年度以降は、これまでの共同実施から、別実施となることが決まっており、児童生徒の学力等に関する状況や、各学校の取組及び施策の効果を正確に把握・検証し、その後の教育施策等に正しく反映する観点からも、平成29年度以降の完全移管後の結果公表に関しては、上記回答のとおり別々に行っていただきたい。 また、これまで公表されていた指定都市を含む都道府県別結果については、教育施策の改善・充実に生かすという調査目的や、指導権限等が別々であることなどについて、都道府県民に誤解を生じさせかねないため、公表の必要はないと考える。		
D都道府県	②	このような公表の形をとることによって、指定都市が行っている学力向上に対する施策とその成果について、より明確に判断することができるようになるため。 また、これにより、指定都市の施策、指定都市を除く当該都道府県の施策と、本都道府県の施策を比較・分析し、学力向上に向けた新たな施策の構築に役立てたいと考えるため。		
E都道府県	③	権限委譲に伴い、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会は、完全に独立して教育行政をつかさどることになる。本調査の目的に明記されているように、児童生徒の学力等の状況をより的確に検証し、それぞれが設定した教育施策の改善・充実にいかすためには、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会の結果を分けて公表した方がよい。ただし、これまで本都道府県として指定都市を含む調査結果を公表してきており、過去の分析結果等を踏まえながら、引き続き、本都道府県全体の学力実態を把握したり、調査結果を経年で比較したりすることで、本都道府県独自の検証・改善に適すると判断したため、③を選択した。		
F都道府県	③	都道府県と指定都市とは、教育行政のシステムが異なるため、一概にデータを比較することが妥当であるとは言えない。そのため、これまでのデータとの経年比較を分析することができ、さらに指定都市を除く都道府県の結果も得られる③とした。		
G都道府県	③	「都道府県(指定都市含む)の調査結果」については、これまでの経年変化を見る上で必要な情報であると考えます。また、「都道府県(指定都市除く)の調査結果及び指定都市の調査結果」については、これからの指定都市への事務の移管をふまえると、これらの情報も今後、必要になると考えられます。以上のことから「都道府県(指定都市含む)及び都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果」を国が公表することが適当と考えます。		

それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
H都道府県	④	現行の結果提供の方法でも、各指定都市は当該市の結果を把握することができ、教育施策の改善・充実に生かすことが十分可能であると思われる。現行と異なる行政区分の調査結果を公表することにより、その中における序列化や過度の競争を招くことにつながりかねないため。	A	現行の結果提供の方法でも、各指定都市は当該市の結果を把握することができ、教育施策の改善・充実に生かすことが十分可能であると思われる。現行と異なる行政区分の調査結果を公表することにより、その中における序列化や過度の競争を招くことにつながりかねないため。
I都道府県	④	平成29年度以降においても、これまで通りの調査結果からの分析で、児童生徒の学力等に関する全国的な状況をより的確に検証し、教育施策の改善・充実にいかしていくことが十分可能であると判断したため。	A	公表するにあたっては、学校の序列化につながらないよう、また、過度に競争心をあおらないように留意して頂きたい。
J都道府県	④	これまで、学力向上については指定都市を含む本都道府県公立学校全体として取り組んでおり、分析結果や分析ツールを指定都市に提供するなど、教職員の研修も共同で実施してきた。移管後も、指定都市からは教職員に対する研修事業の一部を共同で実施したいとの希望が出ており、今後も様々な場面で教職員の交流が見込まれている。そこで、本都道府県全体の児童生徒の学力・学習状況を把握することは、教育施策の立案や研修内容の改善を図るために必要なことと考える。 また、指定都市の結果を公表するにあたっては、指定都市の意向によるものであり、本都道府県としては判断はできない。これにより、現行の公表内容での公表を希望するものである。	B	
K都道府県	④	平成19年度に全国学力・学習状況調査が実施されて以来、都道府県ごとの調査結果が公表されている。本都道府県では、他都道府県の調査結果や施策等を参考にしながら、分析し、学力向上に向けた取組や市町村への支援を行ってきた。これまでの支援等を評価し改善していくためにも、平成29年度以降も同様な方法を継続したいと考える。	B	
L都道府県	④	分析及び課題改善を行うにあたり、従来通りの公表(選択肢④)内容は必要である。	C	AとBの両方。Aについては、指定都市の調査結果を公表すると、今以上に序列化や過度な競争が生じるおそれがあるから。
M都道府県	④	都道府県(指定都市を含む)調査結果は、平成19年度からの経年比較分析を行うために必要であるため。指定都市の調査結果を公表することで、過度な競争が生じる懸念があるため。 指定都市の調査結果を公表すれば、都市部と郡部の結果の差であるとの不正確な理解が流布することが容易に想定され、その結果、都市部への人口流入圧力が強まり、国と地方で進めている地方創生の政策に逆行することとなるため。	C	AとBの両方。 都道府県(指定都市を含む)調査結果は、平成19年度からの経年比較分析を行うために必要であるため。 指定都市の調査結果を公表することで、過度な競争が生じる懸念があるため。 指定都市の調査結果を公表すれば、都市部と郡部の結果の差であるとの不正確な理解が流布することが容易に想定され、その結果、都市部への人口流入圧力が強まり、国と地方で進めている地方創生の政策に逆行することとなるため。
N都道府県	④	現状においても、各政令市は、公表を行っており、政令市それぞれの実態に合わせて、それぞれのタイミングで正答率とともに分析内容や改善策を示すことが教育的効果につながると考える。そのため現行のままでよい。	C	現状においても、各政令市は、公表を行っており、政令市それぞれの実態に合わせて、それぞれのタイミングで正答率とともに分析内容や改善策を示すことが教育的効果につながると考える。そのため現行のままでよい。
O都道府県	④	現状通りの結果公表でよいと考えるが、当該指定都市並びに指定都市を含む都道府県の意向に沿う公表でよいと考える。	C	当該指定都市並びに指定都市を含む都道府県の意向に沿う公表でよいと考える。
P都道府県	⑤	全国学力・学習状況調査の結果については、都道府県・市町村・学校に対して詳細なデータが提供されており、すでに検証や教育施策の改善・充実にいかされている。 また、市町村・学校等の結果の公表については、それぞれの判断等に基づき可能とされているところ。 今回、新たな公表の在り方を検討されるのであれば、その必要性を明確にした上で、実施主体である文部科学省が判断すべきものとする。		



それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
Q都道府県	⑤	全国平均と当県の平均正答率を比較することで分析を進めていることから、指定都市を有しない本都道府県では、①～④のどの公表内容になっても全国平均は提供されるため、問題はないものとするから。		

域内に指定都市を含む都道府県については、下線を付している。

選択肢 ①都道府県(指定都市含む)及び指定都市の調査結果

②都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果

③都道府県(指定都市含む)及び都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果

④都道府県(指定都市含む)の調査結果 ※現行の公表内容

⑤選択肢①～④のどの場合でもよい

再回答 選択肢④を選んだ理由

A国が指定都市の調査結果を公表することは適当ではないため

B調査結果の経年の変化を分析する等のために、「都道府県(指定都市含む)」の結果が必要であるから

Cその他





児童生徒質問紙

領域名	番号	項目	
学習に対する関心・意欲・態度	国語への関心等	61 国語の勉強は好きですか	
		62 国語の勉強は大切だと思いますか	
		63 国語の授業の内容はよく分かりますか	
		64 読書は好きですか	
		65 国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	
		66 国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか	
		67 国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝えるように話の組み立てを工夫していますか	
		68 国語の授業で自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか	
		69 国語の授業で文章を読むとき、段落や話のまとめごとに内容を理解しながら読んでいますか	
	算数(数学)への関心等	71 算数(数学)の勉強は好きですか	
		72 算数(数学)の勉強は大切だと思いますか	
		73 算数(数学)の授業の内容はよく分かりますか	
		74 【小学校】算数の授業で新しい問題に出合ったとき、それを解いてみたいと思いますか 【中学校】数学ができるようになりたいと思いますか	
		75 算数(数学)の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考えますか	
		76 算数(数学)の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか	
		77 算数(数学)の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	
		78 算数(数学)の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか	
		79 算数(数学)の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけ(根拠)を理解するようにしていますか	
		80 算数(数学)の授業で問題の解き方や考え方が分かるようにノートに書いていますか	
		総合的な学習への関心等	44 「総合的な学習の時間」の勉強は好きですか
	45 「総合的な学習の時間」の授業で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに役に立つと思いますか		
	46 「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか		
	規範意識・自尊感情	規範意識	39 学校のきまり(規則)を守っていますか
			40 友達との約束を守っていますか
			41 人が困っているときは、進んで助けていますか
			42 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか
			43 人の役に立つ人間になりたいと思いますか
		自尊感情	4 ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか
			5 難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか
6 自分には、よいところがあると思いますか			
9 将来の夢や目標を持っていますか			

# 児童生徒質問紙

領域名		番号	項目
学習の基盤となる活動・習慣	言語活動・読解力	7	友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか
		8	友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができますか
		30	学級会などの話し合いの活動で、自分とは異なる意見や少数意見のよさを生かしたり、折り合いをつけたりして話し合い、意見をまとめていますか
		48	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていたと思いますか
		49	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、学級の友達と(生徒)の間で話し合う活動をよく行っていたと思いますか
		50	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか
		51	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業で、学級の友達と(生徒)の間で話し合う活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、自分の考えをしっかりと伝えていたと思いますか
		52	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたと思いますか
		56	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた道徳の時間では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思いますか
		57	400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思いますか
		58	学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいと思いますか
		59	学級の友達と(生徒)の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか
	生活習慣	1	朝食を毎日食べていますか
		2	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか
		3	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか
	学習習慣	21	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか
		22	家で、学校の宿題をしていますか
		23	家で、学校の授業の予習をしていますか
		24	家で、学校の授業の復習をしていますか

## 学校質問紙

領域名		番号		項目
		小	中	
教科指導	個に応じた指導	64		算数(数学)の授業において、前年度に、習熟の遅いグループに対して少人数による指導を行い、習得できるようにしましたか
		65		算数(数学)の授業において、前年度に、習熟の早いグループに対して少人数による指導を行い、発展的な内容を扱いましたか
		66		算数(数学)の授業において、前年度に、チームティーチングによる指導を行いましたか
	国語科の指導法	67		国語の指導として、前年度までに、補充的な学習の指導を行いましたか
		68		国語の指導として、前年度までに、発展的な学習の指導を行いましたか
		69		国語の指導として、前年度までに、目的や相手に応じて話したり聞いたりする授業を行いましたか
		70		国語の指導として、前年度までに、書く習慣を付ける授業を行いましたか
		71		国語の指導として、前年度までに、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか
		72		国語の指導として、前年度までに、漢字・語句など基礎的・基本的な事項を定着させる授業を行いましたか
	算数(数学)科の指導方法	73		算数(数学)の指導として、前年度までに、補充的な学習の指導を行いましたか
		74		算数(数学)の指導として、前年度までに、発展的な学習の指導を行いましたか
		75		算数(数学)の指導として、前年度までに、実生活における事象との関連を図った授業を行いましたか
		76		算数(数学)の指導として、前年度までに、計算問題などの反復練習をする授業を行いましたか
	児童生徒の状況	14		児童生徒は、熱意をもって勉強していると思いますか
		15		児童生徒は、授業中の私語が少なく、落ち着いていると思いますか
		16		児童生徒は、礼儀正しいと思いますか
17			児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思いますか	
18			児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、相手の考えを最後まで聞くことができていると思いますか	
19			児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか	
20			児童生徒は、自らが設定する課題や教員から設定される課題を理解して授業に取り組むことができていると思いますか	
21			児童生徒は、授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して、発言や発表を行うことができていると思いますか	

# 学校質問紙

領域名		番号		項目	
		小	中		
学力向上	学力向上に向けた 取組・指導方法	24		前年度に、図書館資料を活用した授業を計画的に行いましたか	
		25		前年度に、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか	
		26		前年度に、土曜日を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか	
		27		前年度に、長期休業日を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか(実施した日数の累計)	
		35		前年度までに、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をしましたか	
		36		前年度までに、授業の中で目標(めあて・ねらい)を示す活動を計画的に取り入れましたか	
		37		前年度までに、授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れましたか	
		38		前年度までに、各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けましたか	
		39		前年度までに、様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしましたか	
		40		前年度までに、発言や活動の時間を確保して授業を進めましたか	
		41		前年度までに、授業で扱うノートに、学習の目標(めあて・ねらい)とまとめを書くように指導しましたか	
		42		前年度までに、学級やグループで話し合う活動を授業などで行いましたか	
		43		前年度までに、総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を しましたか	
		44		前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まと め、表現するなどの学習活動を取り入れましたか	
		45		前年度までに、本やインターネットなどを使った資料の調べ方が身に付くよう指導しましたか	
		46		前年度までに、資料を使って発表ができるよう指導しましたか	
		47		前年度までに、自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書かせる指導をしましたか	
		48		前年度までに、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか	
		49		前年度までに、学級全員で取り組んだり挑戦したりする課題やテーマを与えましたか	
		50		前年度までに、道徳の時間において、児童生徒自らが考え、話し合う指導をしましたか	
		51		前年度までに、学習規律(私語をしない、話をしている人の方を向いて聞く、聞き手に向かって話をする、授業開始 のチャイムを守るなど)の維持を徹底しましたか	
		52		前年度に、教科や総合的な学習の時間、あるいは朝や帰りの会などにおいて、地域や社会で起こっている問題や 出来事を学習の題材として取り扱いましたか	
		53		前年度までに、学校生活の中で、児童生徒一人一人のよい点や可能性を見付け、児童生徒に伝えるなど積極的 に評価しましたか	
		54		前年度までに、国語や算数(数学)において、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等 の多様な活動に取り組ませることにより、ペーパーテストの結果に留まらない、多面的な評価を行いましたか	
		55		前年度までに、国語や算数(数学)において、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な 評価を行い、児童生徒の資質・能力がどのように伸びているかを、児童生徒自身が把握できるような評価を行いま したか	
		家庭学習	92	90	前年度までに、国語の指導として、家庭学習の課題(宿題)を与えましたか
			93	91	前年度までに、国語の指導として、児童生徒に与えた家庭学習の課題(長期休業期間中の課題を除く)について、 評価・指導しましたか
			94	92	前年度までに、算数(数学)の指導として、家庭学習の課題(宿題)を与えましたか
			95	93	前年度までに、算数(数学)の指導として、児童生徒に与えた家庭学習の課題(長期休業期間中の課題を除く)に ついて、評価・指導しましたか
			96	94	前年度までに、保護者に対して児童生徒の家庭学習を促すような働きかけを行いましたか(国語/算数(数学)共 通)
			97	95	前年度までに、家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図りましたか(国語/算数(数学) 共通)
			98	96	前年度までに、家庭学習の取組として、調べたり文章を書いたりしてくる宿題を与えましたか(国語/算数(数学) 共通)
99	97		前年度までに、家庭学習の取組として、児童生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えるようにしま したか(国語/算数(数学)共通)		
100	98		前年度までに、予習・復習や宿題をさせる際に、教科書の活用(自宅等で教科書を読むなどを含む)を促しまし たか(国語/算数(数学)共通)		

# 学校質問紙

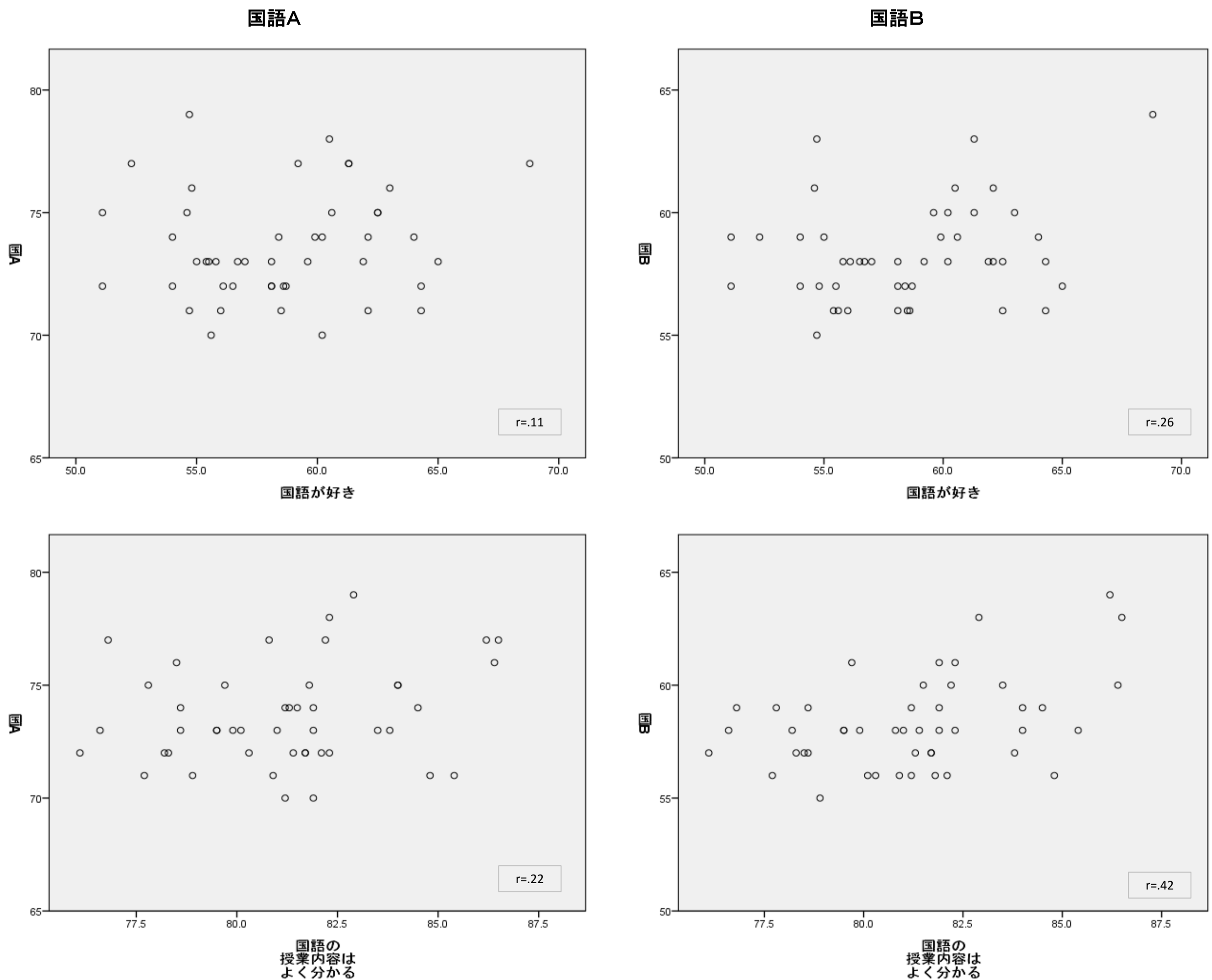
領域名	番号		項目
	小	中	
地域の人材・施設の活用	84	83	前年度までに、地域の人材を外部講師として招聘した授業を行いましたか
	85	84	前年度までに、ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか
	86	85	前年度までに、博物館や科学館、図書館を利用した授業を行いましたか
	88	86	職場見学や職場体験活動を行っていますか
	89	87	PTAや地域の人が学校の諸活動(学校の美化など)にボランティアとして参加してくれますか
	90	88	学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか
	91	89	保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか
学校経営	28		指導計画について、知識・技能の活用に重点を置いて作成していますか
	29		指導計画について、言語活動に重点を置いて作成していますか
	30		指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか
	31		教育課程表(全体計画や年間指導計画等)について、各教科等の教育目標や内容の相互関連が分かるように作成していますか
	32		教育課程表(全体計画や年間指導計画等)について、指導事項の系統性が分かるように作成していますか
	33		児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立していますか
	34		指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせていますか
	101	99	校長のリーダーシップのもと、研修リーダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備するなど、組織的、継続的な研修を行っていますか
	102	100	学校でテーマを決め、講師を招聘するなどの校内研修を行っていますか
	103	101	都道府県や市町村の指導主事や大学教員等の専門家が、校内研修の指導のために定期的に来校していますか
	104	102	模擬授業や事例研究など、実践的な研修を行っていますか
	105	103	教員が、他校や外部の研修機関などの学校外での研修に積極的に参加できるようにしていますか
	106		個々の教員が、自らの専門性を高めていこうとしている教科・領域等を決めており、校外の教員同士の授業研究の場に定期的・継続的に参加していますか
		104	教員は、校外の教員同士の授業研究の場に定期的・継続的に参加していますか
	107	105	児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を学ぶ校内研修を行っていますか
	108	106	コンピュータ等の情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を学ぶ校内研修を行っていますか
	109	107	授業研究を伴う校内研修を前年度に何回実施しましたか
	110	108	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていますか
	111	109	学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、教職員同士が協力合っていますか
112	110	学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしていますか	
113		言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいますか	
	111	言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいますか	
114	112	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有していますか	
115	113	学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいますか	
116	114	校長は、校内の授業をどの程度見て回っていますか	



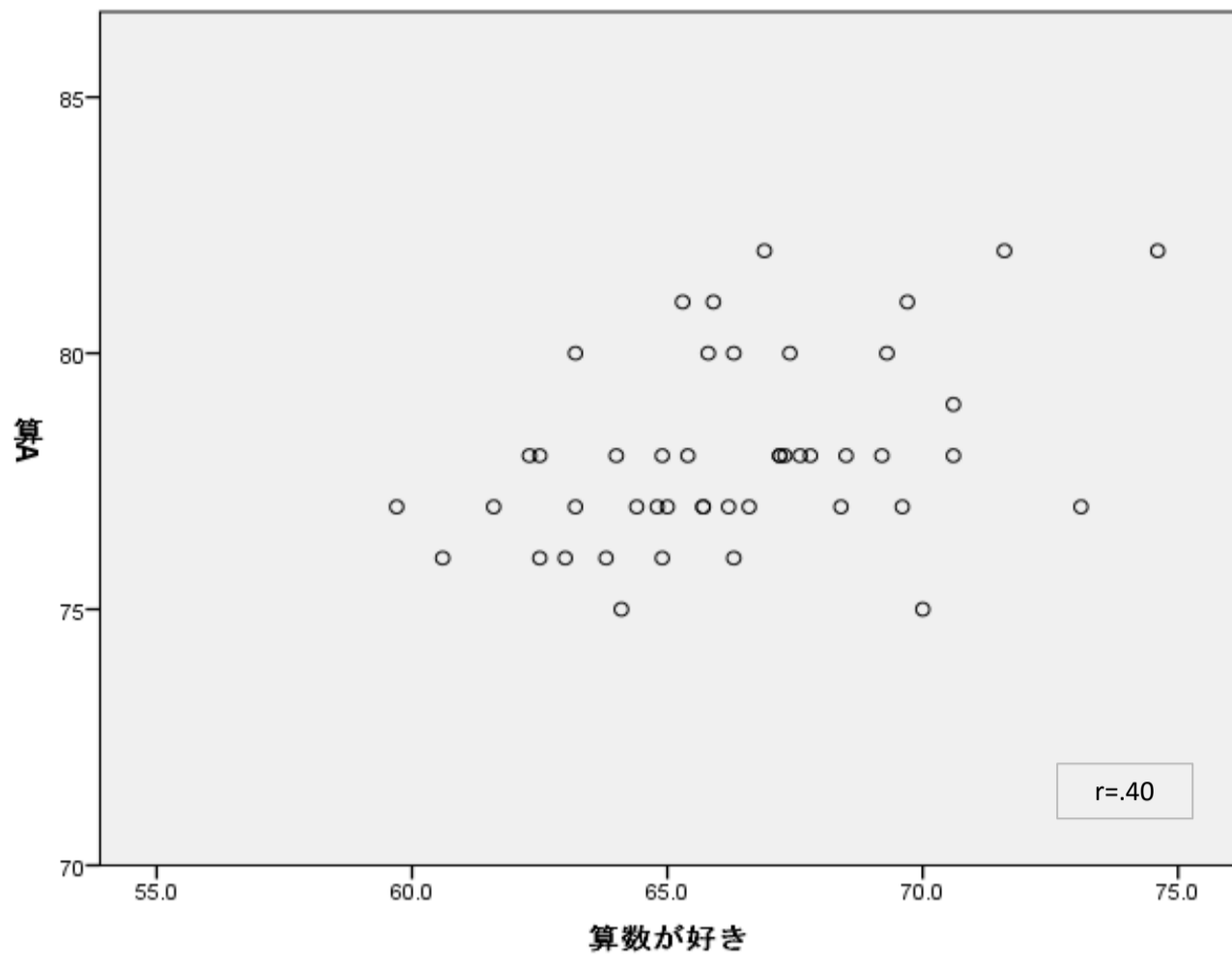
# 都道府県ごとの教科の平均正答率と関連する 児童生徒質問紙項目の散布図

- ・ ○の一つ一つは、各都道府県の状況を示している。
- ・ 国語A・B、算数／数学A・Bの都道府県ごとの平均正答率と、「国語(又は算数／数学)が好き」「国語(又は算数／数学)の授業内容はよく分かる」に関する児童生徒の回答状況については、相関関係は一定程度認められるが、強い相関関係があるとは言えない。
- ・ そのため、都道府県ごとの教科の平均正答率と、関連する児童生徒質問紙項目の回答状況は、関係性は認められるが、別の情報と言える。国として説明責任を果たすため、両方の状況を一覧の形で公表することとする。

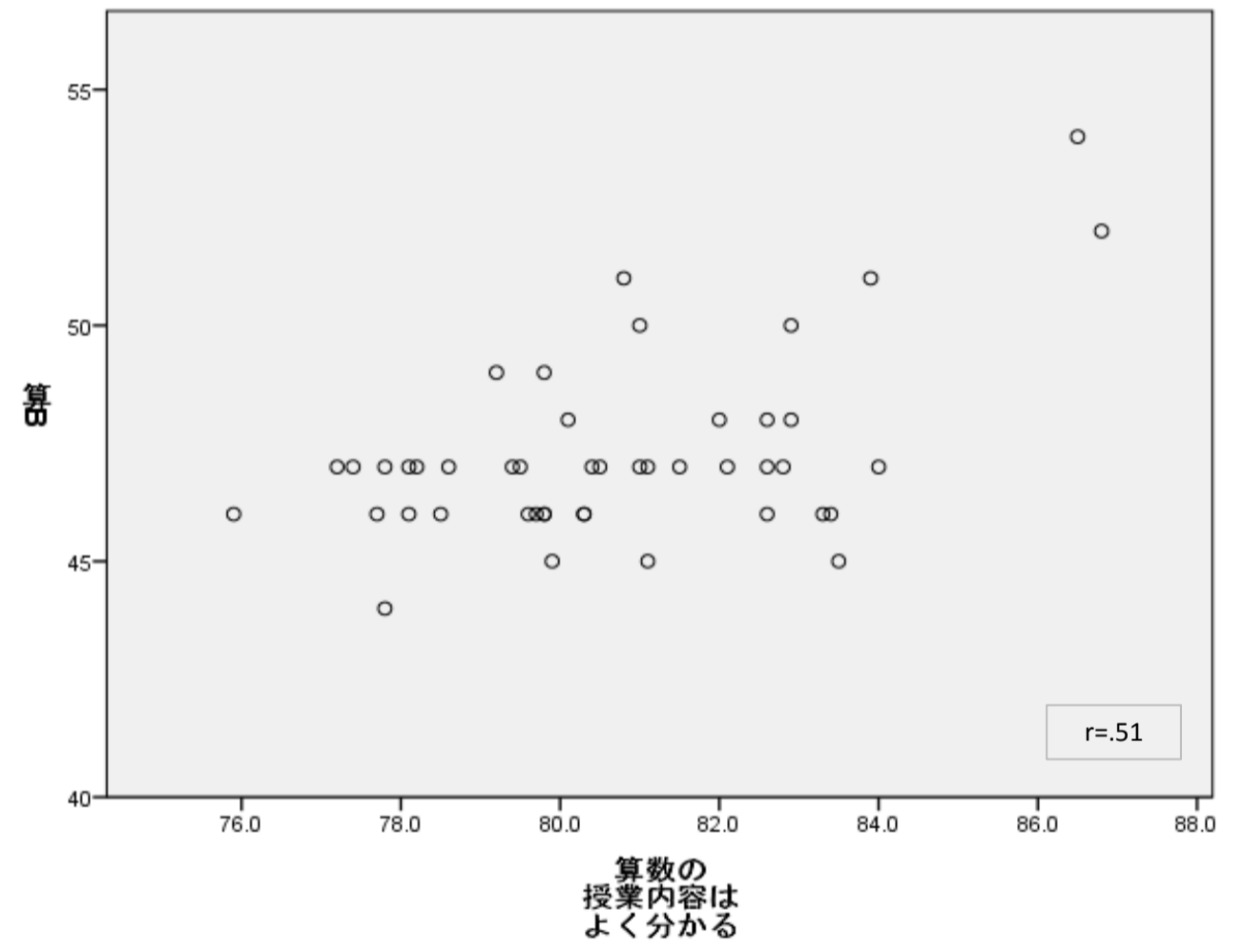
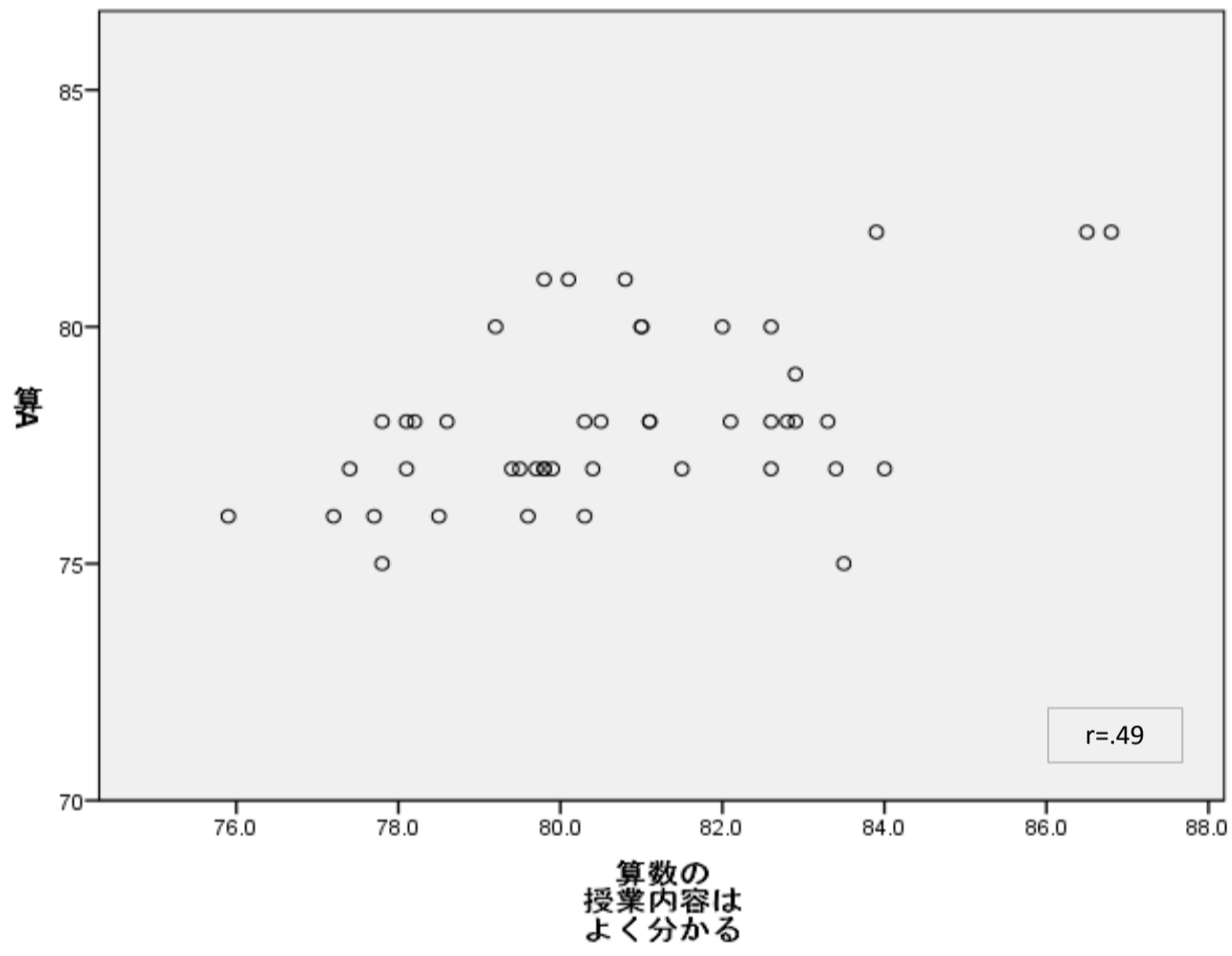
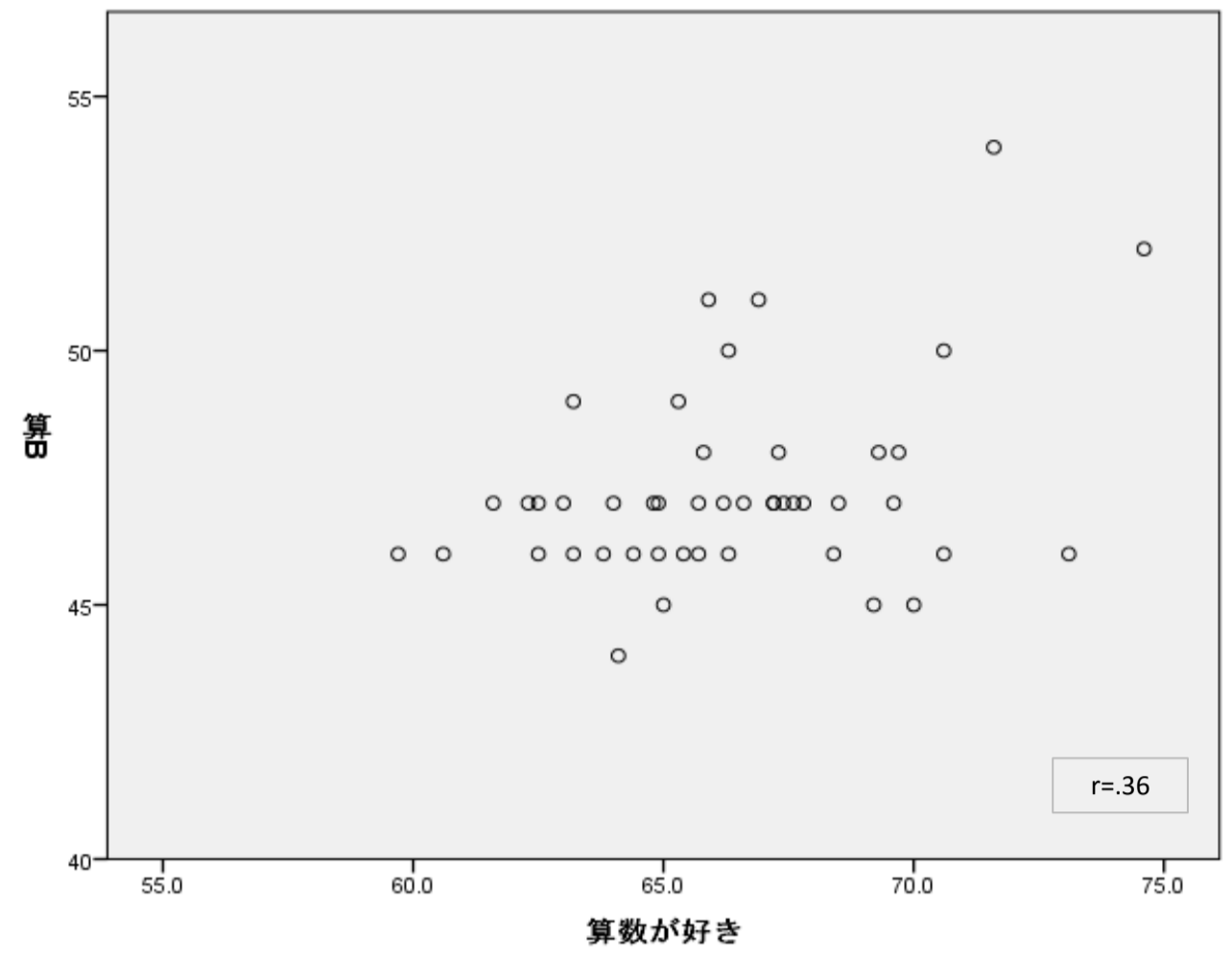
正答率と児童質問紙項目の散布図(H28小学校)



算数A

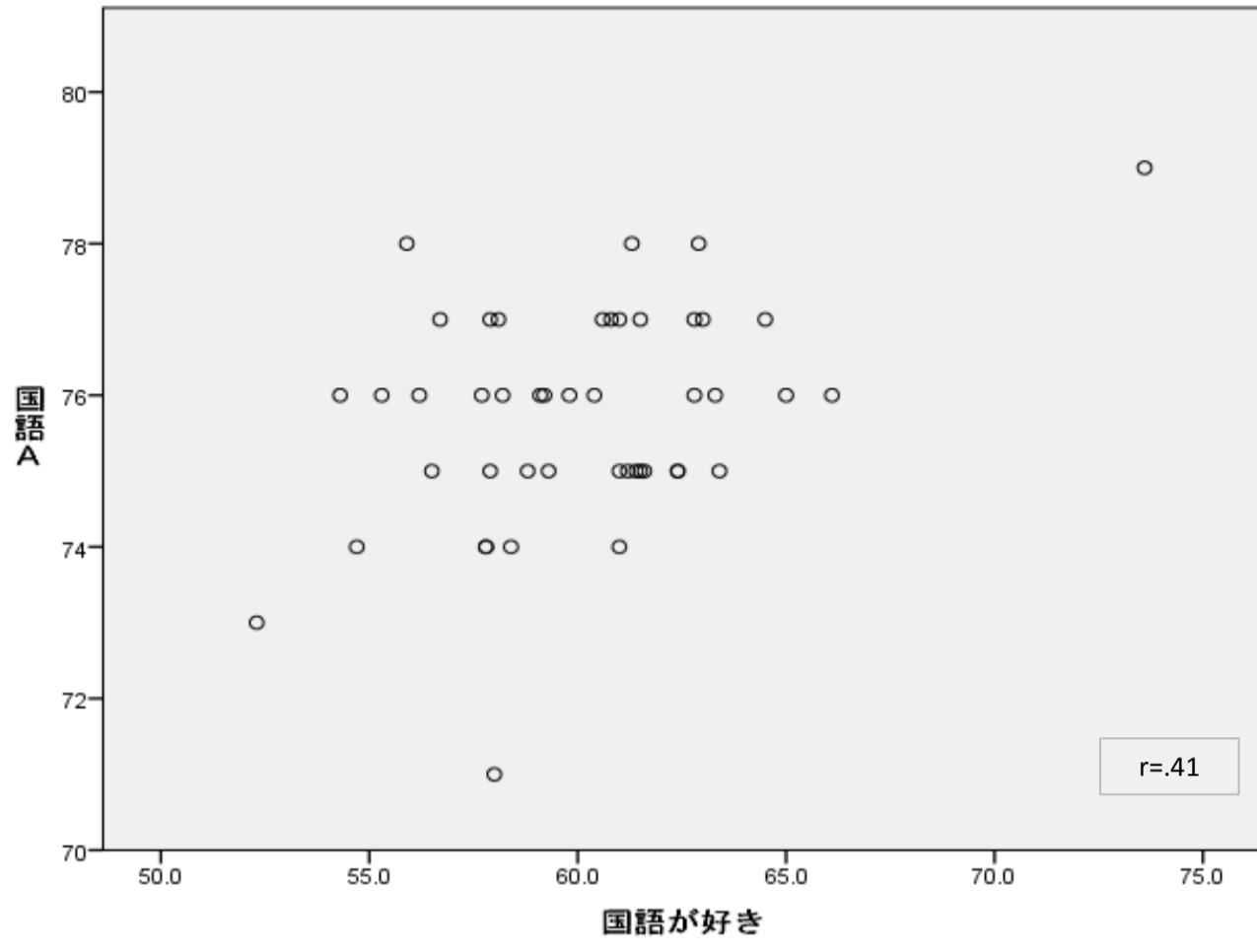


算数B

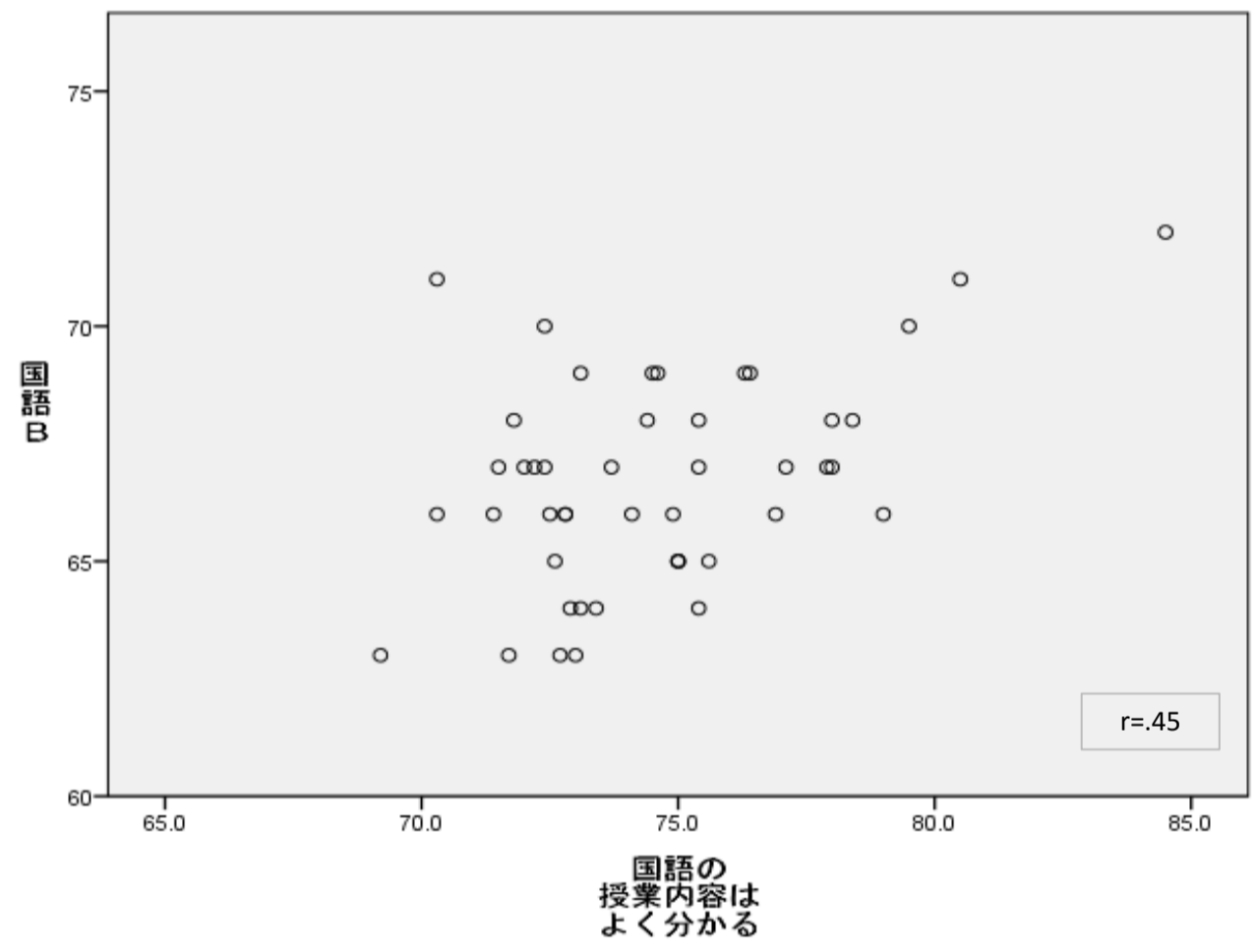
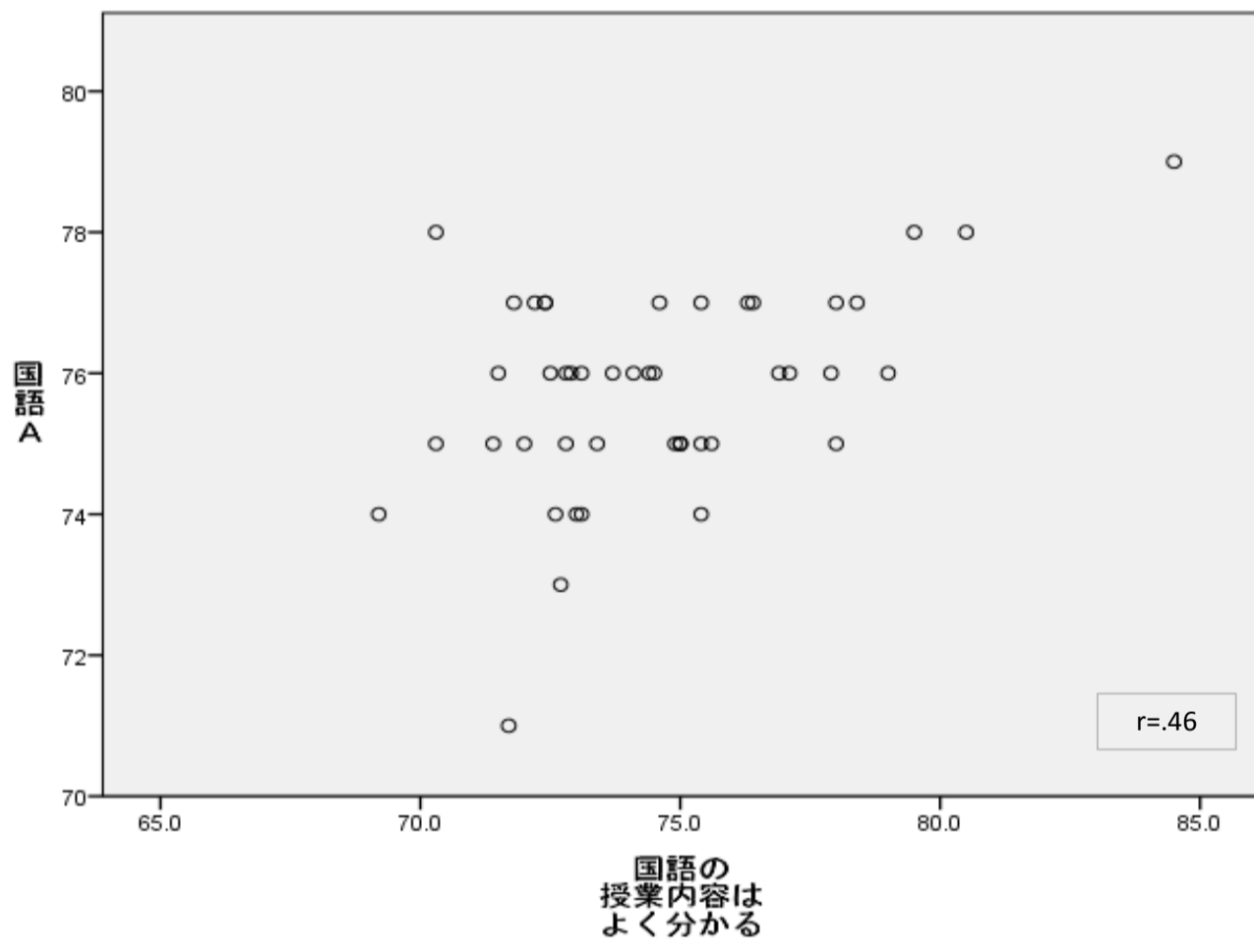
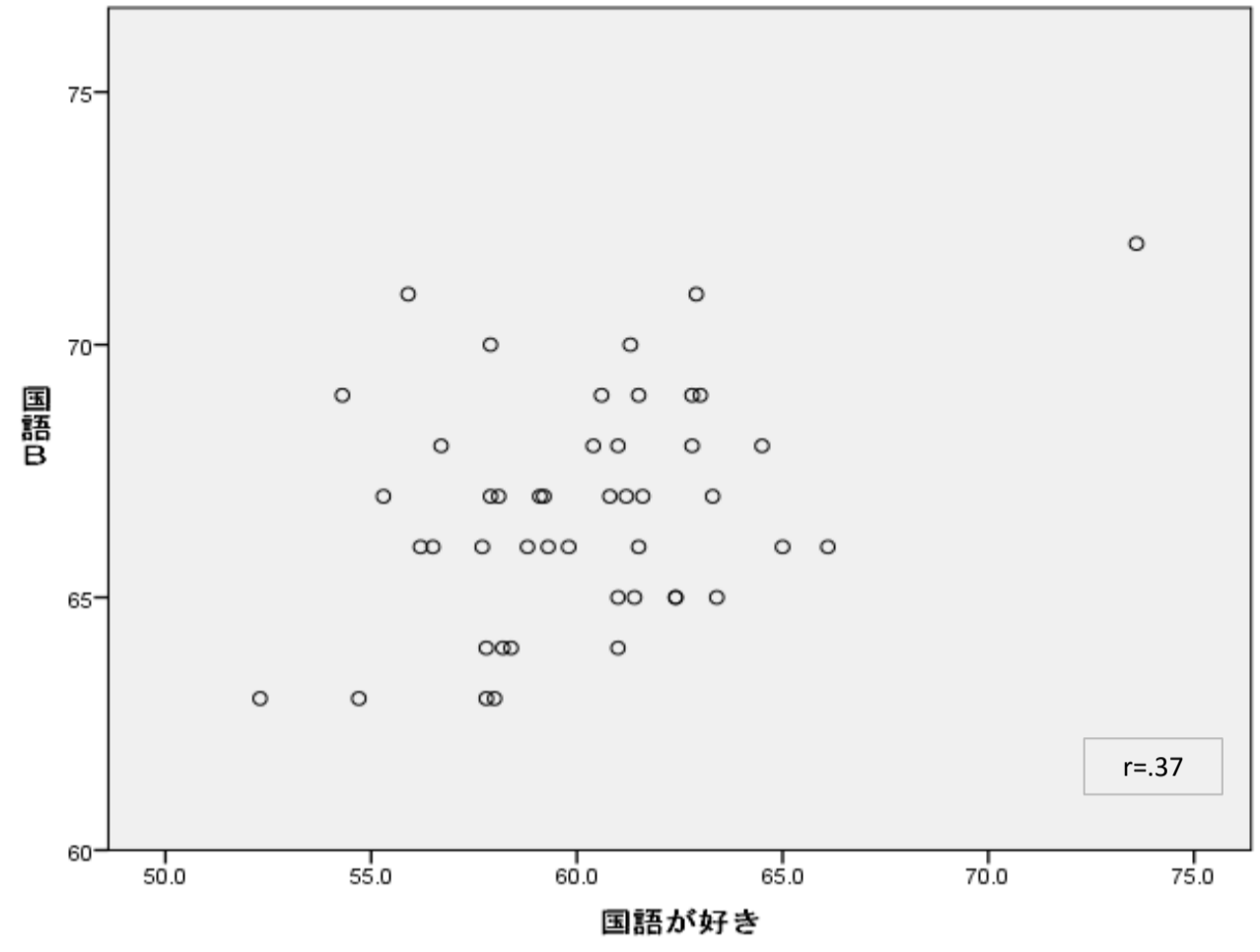


正答率と生徒質問紙項目の散布図(H28中学校)

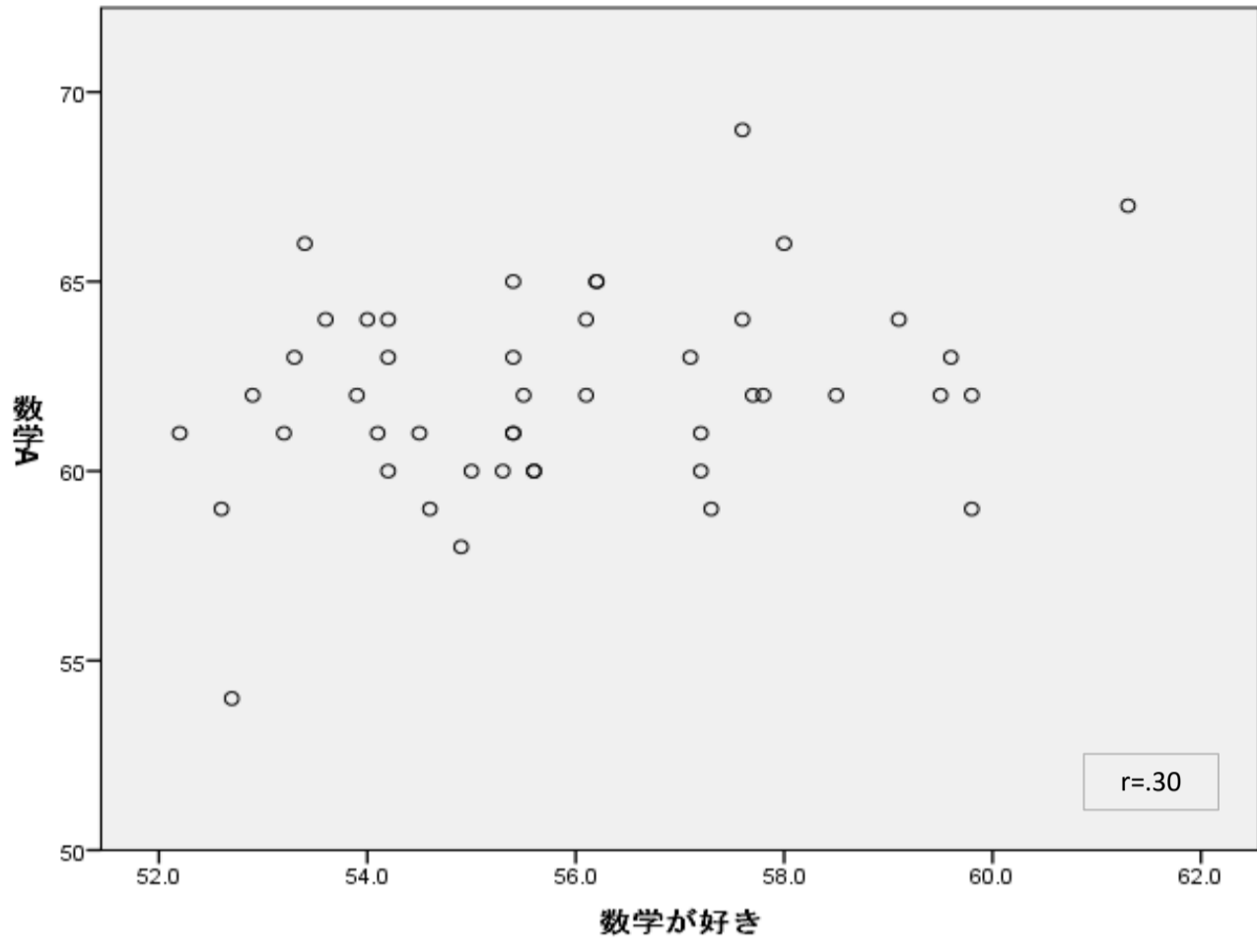
国語A



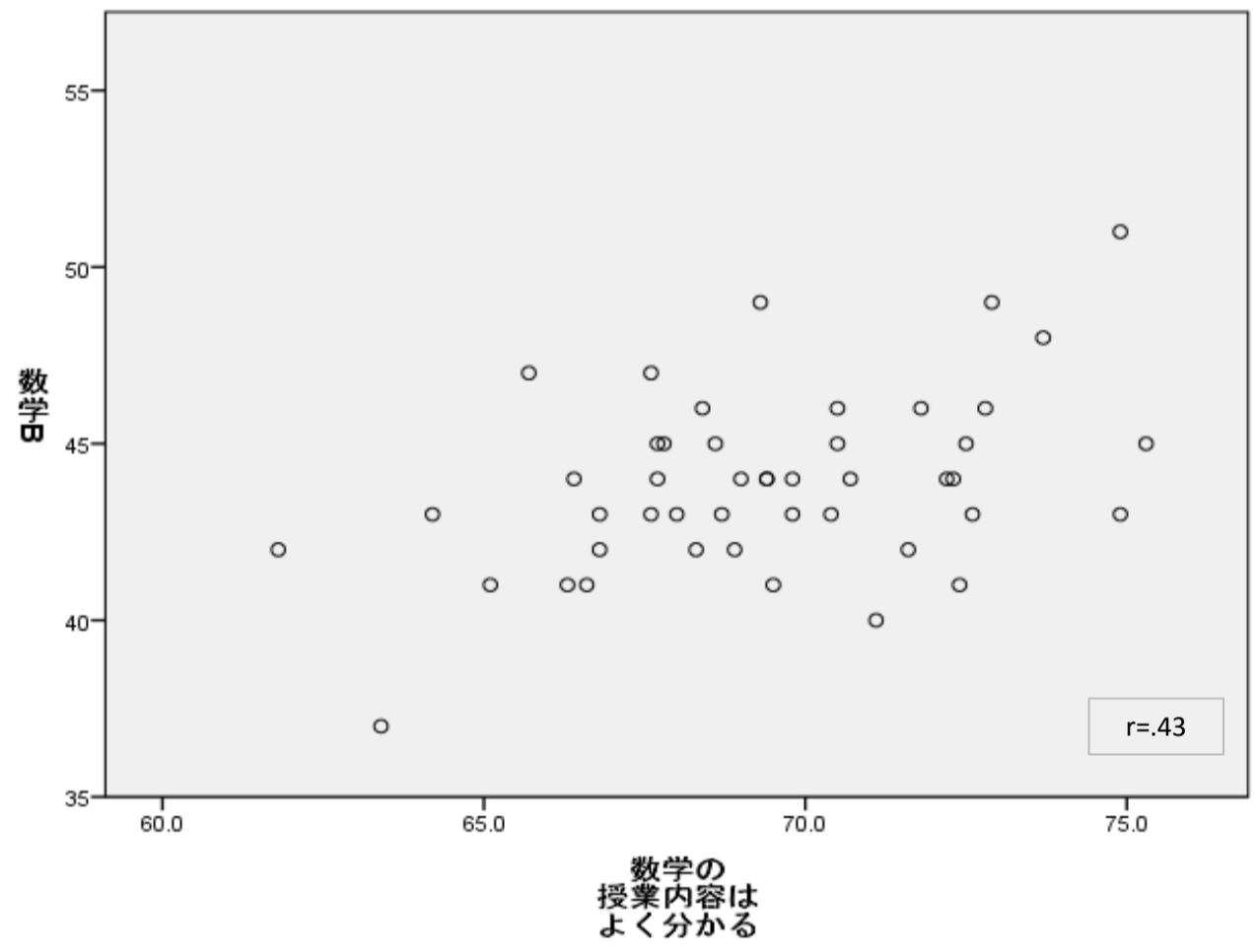
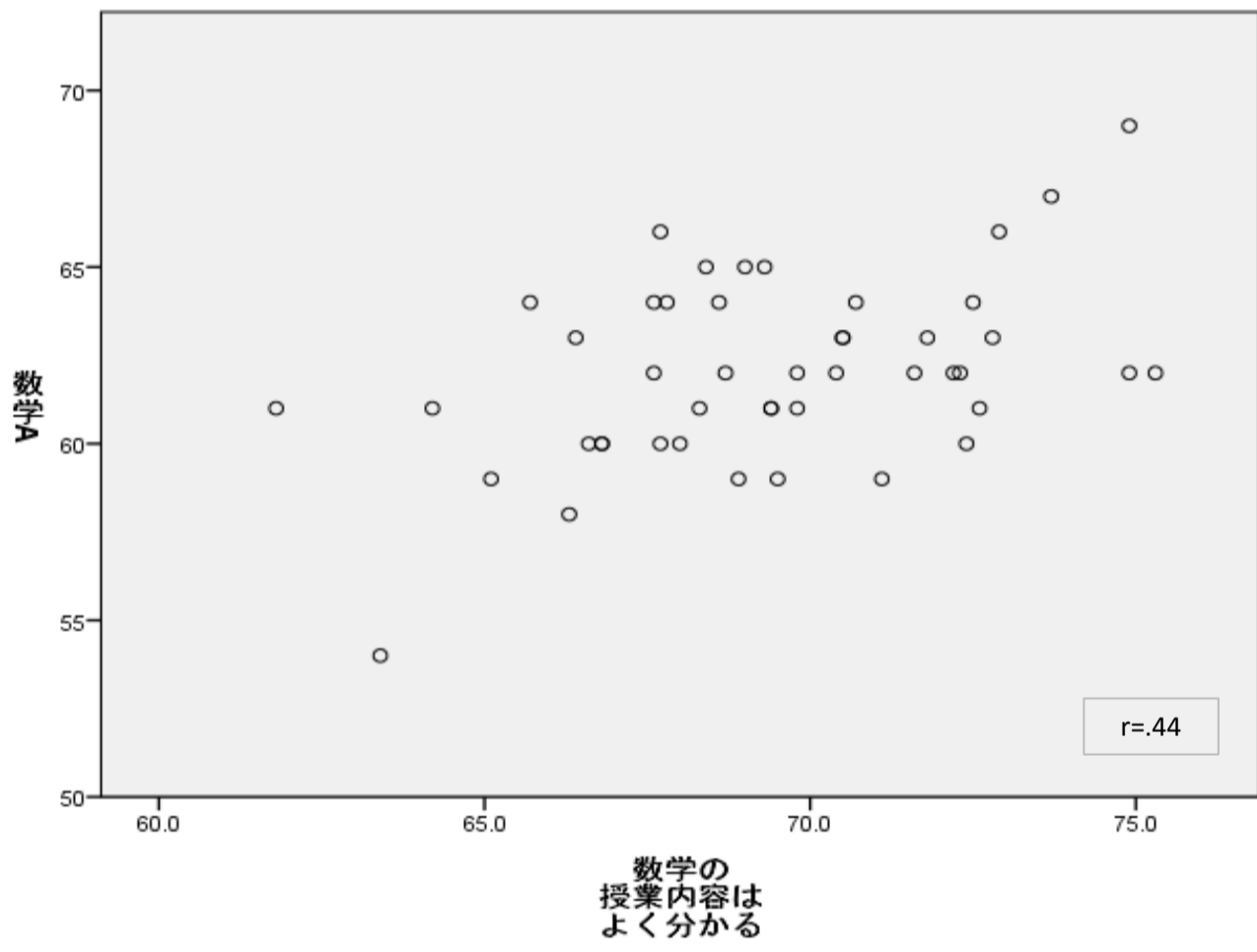
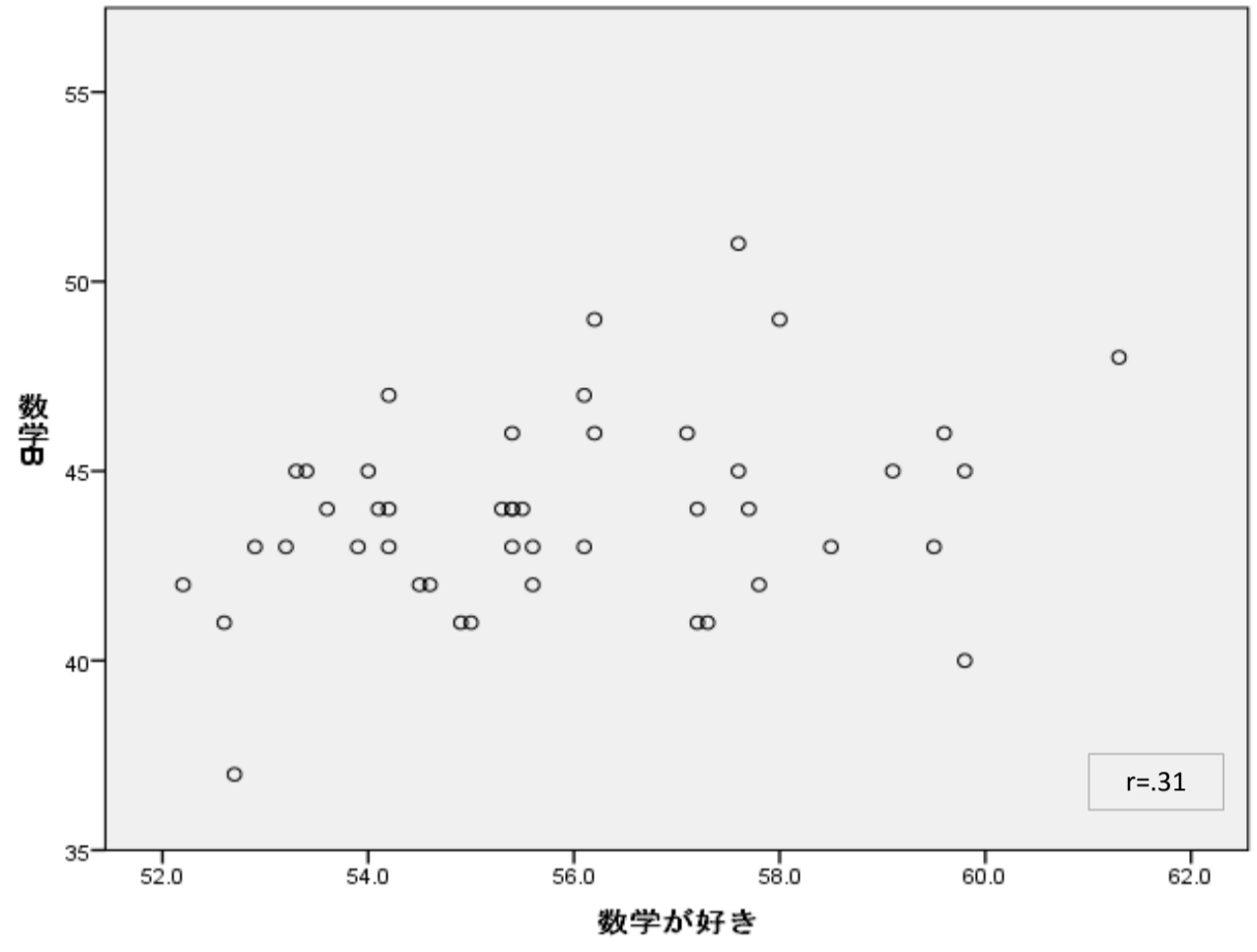
国語B



数学A



数学B



## 趣旨・目的

各教育委員会、学校等及び文部科学省において、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

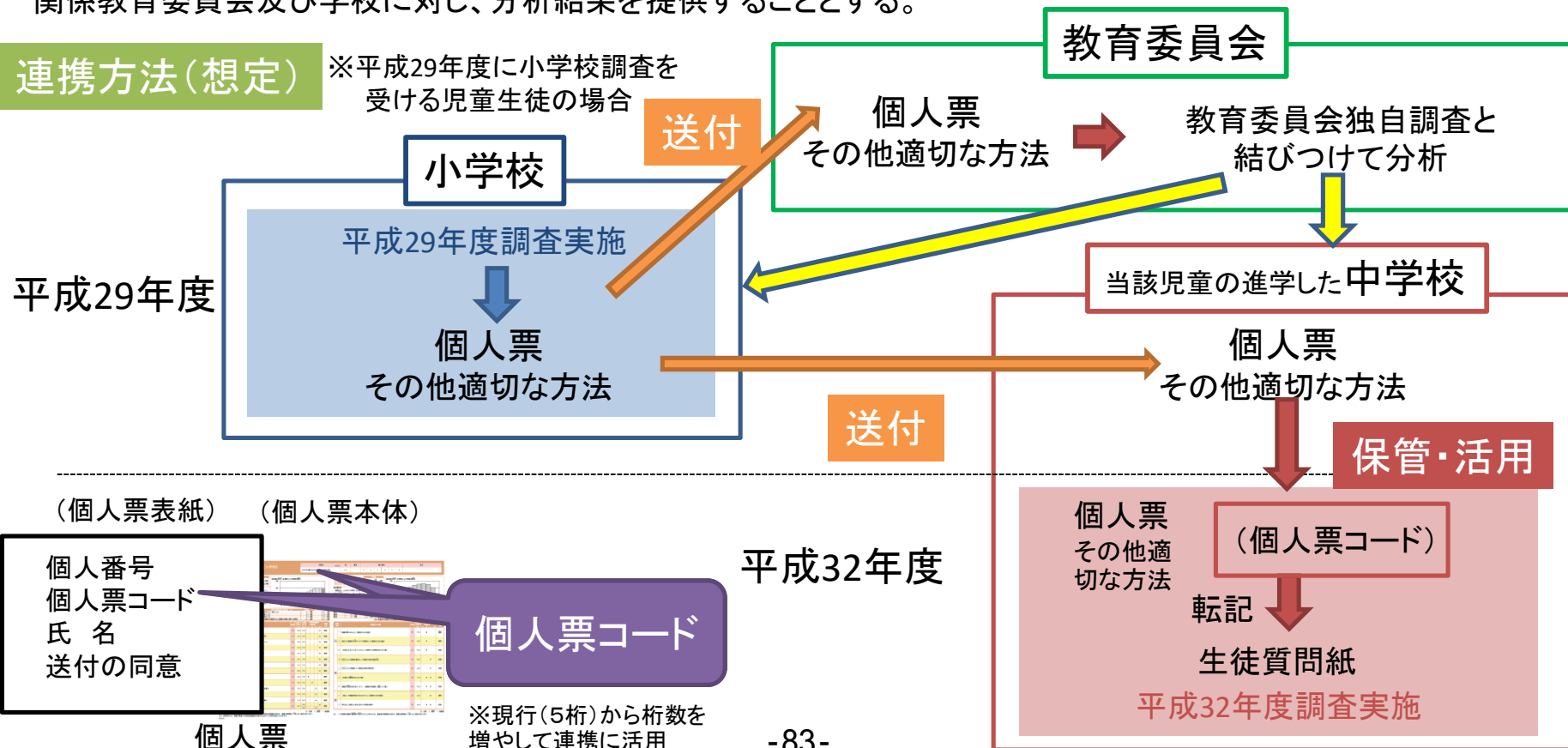
○各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

○各教育委員会においては、小学校調査と中学校調査の結果や、教育委員会独自調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。

○文部科学省においては、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

## 連携方法(想定)

※平成29年度に小学校調査を受ける児童生徒の場合



# 全国学力・学習状況調査個票データ等の貸与・公表について

別添5

## 趣旨・目的

- 全国学力・学習状況調査については、学校教育の成果や課題についての透明性の向上を図り、適切に説明責任を果たすとともに、それらの情報を活用した学校教育の改善・充実や学術研究の高度化に役立てるため、**大学等の研究者や国等の行政機関の職員に一定期間、本体調査の調査結果の個票データ等を貸与し、又は公表し、大学等の研究者による多様な研究分析への活用又は教育施策の改善・充実に資することを可能とする仕組みを設けることとする。**
- 文部科学省は、個票データ等の貸与に当たって、申出者に対して、分析・公表等の個票データ等の利用目的・趣旨が以下のいずれかに該当することを確認する。
  - ①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること
  - ②我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること

## 貸与・公表するデータの種類

全国学力・学習状況調査の調査結果は取扱いに注意を必要とすることから、**匿名化の度合いに応じて以下の3段階のデータを貸与・公表。**

### ①個票データ

学校名も含む、全ての情報が含まれるデータの中から、申出される研究に必要最小限の範囲のデータに限って、有識者会議による審査の上、貸与(個々の児童生徒の解答用紙番号は貸与しない)。国が公表していない教育委員会名・学校名が明らかになるデータを貸与する場合及び公表する場合には、貸与前は文部科学省が、公表前は申出者が当該学校の設置管理者の同意を得る。

### ②匿名データ

都道府県名を含む地域情報や、一定水準以下の小規模校に関するデータを削除するなどの匿名化を行った上で、全国の児童生徒から一定割合、無作為に抽出されたデータ。学校質問紙への回答状況が含まれるなど、パブリックユースデータよりも情報量が多いが、ガイドラインに基づいた利用を行う場合に、児童生徒個人、学校、設置管理者を特定することは困難。有識者会議による、より簡易な審査の上、貸与。

### ③パブリックユースデータ(疑似データ)

調査結果の統計的性質を一部保存した上で、集計表から乱数を発生させて作成した疑似データをホームページ上に公表。特定の児童生徒個人、学校、設置管理者を示すものではない。データは教育目的等のため試行的に、個別情報の秘匿を気にすることなく自由に利用できるが、導かれた分析結果は実証研究の結果とみなすことはできない。

## 貸与・公表するデータの範囲

	抽出規模 (想定)	地域情報 (教育委員会 名、学校名)	解答状況 (教科)	回答状況 (児童生徒質問紙)	回答状況 (学校質問紙)
①個票データ <small>申出により貸与するデータが異なる。</small>	貸与申出された データ	○	○	○	○
②匿名データ	無作為抽出 (一定割合)	×	○	○	○
③パブリックユース データ <small>ホームページで公表</small>	疑似データ化 されたもの	×	○	○	○

①有識者会議の審査を経た上で貸与を行う設置者名、学校名等の情報も含んだデータ(個票データ)

学校名、都道府県名、設置者名等、個別データの特定が可能な情報を全て含んだ全数データ(研究計画により、一部地域等の抽出データになることもある。)(研究に必要な範囲で貸与)学校名等が明らかになるデータは事前同意

学校個票データ

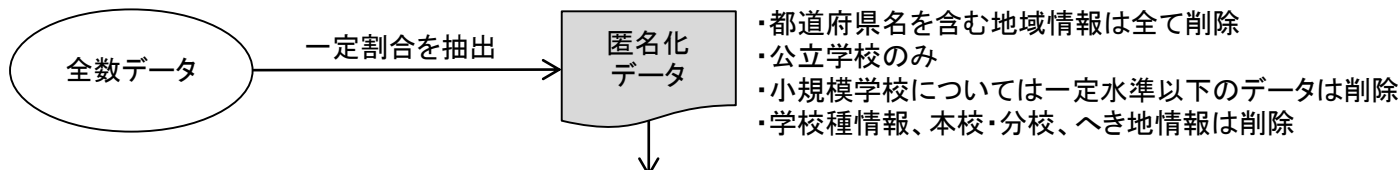
ID	国語A平均 正答数	国語B平均 正答数	...	学校 名	都道府 県名	設置 者名	本校・ 分校	へき 地	...	学校質問紙回答 (全教職員数)(実数)
1										

児童生徒個票データ

解答用紙 番号	国語A 正答数	国語B 正答数	算数A 正答数	算数B 正答数	国語A問1 解答類型	国語A問 1正誤	...	児童生徒 質問紙①	児童生徒 質問紙②	...
—										

②データの匿名化作業により、データ内容を限定した上で、より簡易な審査で貸与(匿名データ)

学校匿名データ



学校 ID	国語A平均 正答数(リコー ディング)	国語B平均 正答数(リコー ディング)	...	学校質問紙回答 (全児童(生徒)数) (リコーディング)	学校質問紙回答 (全教職員数)(リコー ディング)	学校質問紙回答 (全学級数)(リコー ディング)	...
1							

児童生徒匿名データ

解答用紙 番号	国語A 正答数	国語B 正答数	...	学校 ID	国語A問1 解答類型	国語A 問1 正誤	児童生徒 質問紙①	児童生徒 質問紙②	...	学校質問紙 回答(全児童 (生徒)数)(リ コーディング)
—										

※児童生徒ローデータは、トップコーディング及びリコーディングの児童生徒数にあわせたデータ数を抽出し、各学校のローデータとする

③集計表から疑似データ化したパブリックユースデータ

児童生徒疑似データ(学校疑似データも同様)

解答用紙 番号	国語A 正答数	国語B 正答数	算数A 正答数	算数B 正答数	国語A問1 解答類型	国語A問 1正誤	...	児童生徒 質問紙①	児童生徒 質問紙②	...
—										

# 個票データ等の貸与の体系(案)

別添5参考2

目 的	申出者の範囲	貸与するデータの種類
1. 学術研究の発展に資するもの	(1)国が公募により補助する調査研究の代表者 (2)国の委託調査研究又は共同研究の代表者 (3)次のいずれかの機関に所属する研究者 ①国の行政機関 ②調査に参加する学校の設置管理者 ③都道府県教育委員会 ④独立行政法人 ⑤地方独立行政法人 ⑥大学及び高等専門学校 ⑦大学共同利用機関 ⑧その他科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号に規定する研究機関 (同条第8項の規定により研究機関とみなされるものを含む。)	①個票データ ②匿名データ
2. 公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	次のいずれかの機関に所属する常勤の役員又は職員 ①国の行政機関 ②都道府県教育委員会 ③市町村教育委員会 ④独立行政法人 ⑤地方独立行政法人	①個票データ ②匿名データ
3. 大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資するもの	次のいずれかの機関の教育責任者(教員) ①大学及び高等専門学校 ②大学共同利用機関	匿名データ



## 「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン(案)

平成29年〇月〇〇日  
文 部 科 学 省

## 目 次

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 個票データ等の貸与に際しての基本原則
- 第4 個票データ等の貸与
- 第5 個票データ等の利用申出手続き
- 第6 申出に対する審査・決定について
- 第7 審査結果の通知
- 第8 貸与決定後の個票データ等の貸与の手続について
- 第9 申出書の記載事項等の変更
- 第10 利用期間の延長
- 第11 利用後の措置等
- 第12 申出者による研究成果等の公表
- 第13 利用実績報告書の作成・提出
- 第14 不適切利用への対応
- 第15 文部科学省による実地監査
- 第16 文部科学省による利用についての適用除外
- 第17 ガイドラインの施行時期

## 第1 目的

『「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に関するガイドライン』（以下「本ガイドライン」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第54条第2項の規定及び以下の実施要領の規定に基づき、文部科学省（スポーツ庁及び文化庁を含む。以下同じ。）が実施した「全国学力・学習状況調査」の調査結果の個票データ又は匿名データ（以下「個票データ等」という。）について、大学等の研究者若しくは教員又は公的機関の職員等に一定期間貸与し、学術研究若しくは施策の企画立案若しくは評価のための調査研究（以下「研究等」という。）又は高等教育に活用する際の申出手続き、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、文部科学省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

- ・「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成18年6月20日文部科学事務次官決定）
- ・「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成19年11月14日文部科学事務次官決定）
- ・「平成21年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成20年12月24日文部科学事務次官決定）
- ・「平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成21年12月28日文部科学副大臣決定）
- ・「平成24年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成23年12月9日文部科学副大臣決定）

- ・「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）に関する実施要領」（平成24年12月7日文部科学副大臣決定）
- ・「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成25年11月29日文部科学事務次官決定）
- ・「平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成26年12月9日文部科学事務次官決定）
- ・「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成27年12月8日文部科学事務次官決定）
- ・「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成28年12月16日文部科学事務次官決定）

## 第2 用語の定義

## 1 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、地教法第54条第2項の規定及び本ガイドライン第1に定める実施要領の規定に基づき、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」の集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、三教科五区分（国語A、国語B、算数A（又は数学A）、算数B（又は数学B）及び理科をいう。ただし、理科については主として「知識」に関する問題及び主として「活用」に関する問題を含む。以下同じ。）の正答数、解答類型等の解答状況、児童生徒質問紙の回答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、三教科五区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）をいう。

## 2 匿名データ

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、個票データからあらかじめ一定程度の割合で抽出し更に安全性に配慮し匿名化のための処理を行った上で貸与される情報をいう。

## 3 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドライン第3の1に規定する目的で、個票データ等の貸与を求める者又は実際に貸与を受けている者をいう。

## 4 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、本ガイドライン第4の規定により貸与を受けた個票データ等について、これを保管、管理若しくは利用しようとしている者又は実際に保管、管理若しくは利用している者をいう。

## 5 研究者

本ガイドラインにおいて「研究者」とは、本ガイドライン第5の4に規定されている、

- ①国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究に従事する者、
- ②国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究に従事する者、
- ③国の行政機関、都道府県教育委員会、全国学力・学習状況調査に参加する学校の設置管理者（都道府県教育委員会を除く。）、独立行政法人又は地方独立行政法人に所属し、研究に従事する者、
- ④大学、高等専門学校、大学共同利用機関その他科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号に規定する研究機関（同条第8項の規定により研究機関とみなされるものを含む。）に所属し、専ら研究に従事す

る者  
をいう。

## 6 所属機関

本ガイドラインにおいて「所属機関」とは、本ガイドライン第5の4に規定されている、申出者が研究者又は常勤の役員若しくは職員として所属している機関をいう。

## 7 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、本ガイドライン第5の4に規定されている、国の行政機関、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、独立行政法人又は地方独立行政法人をいう。

## 8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、文部科学省が設置し、合議により個票データ等の貸与の可否について文部科学省に対して意見を述べる、有識者から構成される会議をいう。

## 第3 個票データ等の貸与に際しての基本原則

### 1 個票データ等を貸与する目的・趣旨

文部科学省は、個票データ等の貸与に当たって、利用・公表等の目的・趣旨が、学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるものであって、以下の①又は②のいずれかに該当することを確認すること。

①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。

②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

また、匿名データについては、上記の目的・趣旨のほか、大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資すると認められる場合であって、上記の①又は②のいずれかに該当する場合にも、貸与をすることができる。

なお、全国学力・学習状況調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、国及び教育委員会における教育施策の改善・充実に、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要があることから、公的機関における施策の推進に適切に反映させることを目的として利用する場合のみならず、学術研究及び高等教育の発展に資することを目的として利用する場合であっても、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、研究等又は高等教育の成果等の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。

### 2 個票データ等の貸与に際しての秘密保護及び適正管理等

#### (1) 個票データ等の適正管理

文部科学省は、利用者に対して、個票データ等の貸与に当たって、

- ①貸与を受けた情報をあらかじめ全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ用いること、

②本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること  
を誓約させるとともに、それを逸脱する不適切な目的で利用した場合や情報管理が不十分な場合には、本ガイドラインに記載された不適切利用に対する措置（第14を参照）が取られることをあらかじめ利用者に明示する。

#### (2) 個票データ等を他のデータと照合する場合の適正管理

個票データ等については、以下の事項のように、特に機微性の高い情報が含まれていることを踏まえ、データの安全管理を適正に行うこと。また、いかなる場合も、貸与されたデータを用いて特定の個人を識別する分析を行うことは認められないこと。

- ①個票データの中には、貸与する個票データに係る調査年度の実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととした情報が含まれていること。
- ②匿名データについても、情報の取扱いに配慮が必要であることを踏まえ、データの安全管理を適正に行うこと。

#### (3) 個票データ等を用いた研究等の外部委託

利用者は、原則として所属機関に所属している者であることを要するが、外部委託を行う内容及び必要性が研究等の目的に照らして合理的である場合には、申出者が個票データ等を用いた研究等の全部又は一部を外部委託することができる。また、外部委託を行う場合には、委託先において個票データ等を利用する者に対して、本ガイドラインに定められた事項及び「個票データ等の利用規約」を遵守することを求める等の適切な措置を講じること。

## 第4 個票データ等の貸与

文部科学省は、次の表の左欄に該当する場合であって、当該データ等を利用する目的、利用の必要性、個票データ等の保管・管理方法等について有識者会議により審査を行った上で、当該個票データ等の利用が公益性が高いものとして文部科学省が承認した場合には、本ガイドラインの規定に基づき、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上で、それぞれ同表の右欄に定める個票データ等をその利用に必要な最小限の期間に限り貸与することができる。

貸与が可能となる場合	貸与可能な個票データ等の種類
①本ガイドライン第5の4(1)に規定する申出者が、第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資することを目的として、当該学術研究に必要な限度で利用する場合	イ 個票データ ロ 匿名データ
②本ガイドライン第5の4(3)に規定する申出者が、第3の1の規定に基づき行われる公的機関にお	イ 個票データ ロ 匿名データ

る施策の推進に適切に反映させることを目的として、当該施策の企画立案又は評価のための調査研究に必要な限度で利用する場合	
③本ガイドライン第5の4(2)に規定する申出者が、第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として、当該高等教育に必要な限度で利用する場合	イ 匿名データ

## 第5 個票データ等の利用申出手続き

### 1 申出者及び利用者に対して、あらかじめ明示しておくべき事項

個票データ等の利用のための申出手続きを行う場合に申出者があらかじめ了知しておくべき事項は次の事項である。文部科学省は、これらの事項をホームページ等において広く周知する。

- ①個票データ等の貸与趣旨
- ②守秘義務、適正管理義務、事前に承諾された目的以外での利用・第三者貸与の禁止、不適切利用に対する措置
- ③契約内容等を定めた利用条件（利用規約等）、手続き（様式を含む。）
- ④申出者の本人確認の方法
- ⑤個票データ等の返却義務
- ⑥利用条件（利用規約等）に違反した場合の措置
- ⑦セキュリティ環境に関する要件
- ⑧個票データ等の利用において個人の特定（又は推定）を試みないこと。
- ⑨原則として、特定の学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。  
学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得る必要があること。
- ⑩学校、設置管理者又は文部科学省が個人情報を匿名化するために行った加工方法等の照会等を行わないこと。
- ⑪個票データの貸与は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外であること。
- ⑫やむを得ない事情により、個票データ等の貸与が遅れる場合があり得ること。
- ⑬個票データ等の貸与を受けた場合、学術研究又は高等教育の成果を公表しなければならないこと。
- ⑭個票データ等を利用して作成した集計結果について著作権を主張しないこと。
- ⑮個票データ等を利用する過程で、申出書に記載した所期の目的が達成できないと判明した場合には、速やかに個票データ等を返却すること。
- ⑯個票データ等の貸与を受けた場合、文部科学省から、申出者及び利用者に対して個票データ等を貸与した事実等が公表されること。
- ⑰個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合は、有識者会議における審査を行った上で、貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得る必要があること。
- ⑱有識者会議における審査は、原則非公開で行われること。
- ⑲文部科学省が、必要に応じ、個票データ等の利用場所に立ち入り監査を行う場合があり、その場合には、

それを承認すること。

- ⑳所属機関に属する他の申出者又は利用者の不適切利用について、所属機関の責に帰すべき特段の事情がある場合には、申出を不承諾とする場合があること。
- ㉑本ガイドラインに基づく個票データ等の貸与は、抽出方法による技術的な問題、貸与に要する事務量その他の事前に予測できない事由により、貸与を行わない場合があり得ること。
- ㉒その他個票データ等の貸与に当たり、必要と考えられる事項

### 2 事前に説明・確認すべき事項

個票データ等を利用するための申出手続きを行う場合に申出者に事前に説明・確認しておくべき事項は次の事項である。

- ①本ガイドライン第5の1に定めた事項への承諾
- ②申出書等の各様式の記載方法や必要な手続きに係る説明
- ③利用目的、利用者、利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付書類に関する説明
- ④審査基準と利用者が遵守すべき事項
- ⑤提出予定の申出書の内容の聴取（必要に応じ、審査基準に適合させるための助言）

### 3 申出書に関する事項

- (1)申出書の作成単位について  
申出書は、貸与するか否かの判断基準となる利用目的ごとに作成するものとする。
- (2)個票データ等の取扱い単位について  
個票データ等の貸与については、申出書の内容に応じて文部科学省が適宜判断して区分した個票データ等の1ファイルごとに1件として取り扱う。なお、1件の個票データ等のファイルを複数の利用者へ貸与する場合には、当該利用者数を貸与ファイル数として取り扱う。
- (3)貸与する個票データファイルの複数複製の禁止  
文部科学省が特に認めた場合を除き、管理責任を明確化する観点から、貸与された個票データ等の1ファイルについて、当該データを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定し、当該記憶装置に複写・保存されたファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存は原則として認めない。

### 4 申出者の範囲に関する事項

- (1)学術研究の発展に資することを目的として当該学術研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲  
個票データ等について、第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資することを目的として当該学術研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲は、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者に限るものとする。なお、個票データ等の申出に当たっては、申出者が当

該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

- ①国の行政機関
- ②都道府県教育委員会
- ③全国学力・学習状況調査に参加する学校の設置管理者（都道府県教育委員会を除く。）
- ④独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）
- ⑤地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。（同法第 68 条第 12 項に規定する公立大学法人を除く。））
- ⑥大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）
- ⑦大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）
- ⑧その他科学研究費補助金取扱規程第 2 条第 1 項第 4 号に規定する研究機関（①～⑦に掲げるものを除き、同条第 8 項の規定により研究機関とみなされるものを含む。）

(2) 高等教育の発展に資することを目的として当該高等教育に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲  
匿名データについて、第 3 の 1 の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として当該高等教育に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲は、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教員（教育責任者）に限るものとする。なお、個票データ等の申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

(3) 公的機関における施策の推進に適切に反映させることを目的として当該施策の企画立案又は評価のための調査研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲  
個票データ等について、第 3 の 1 の規定に基づき行われる施策の推進に適切に反映させることを目的として当該施策の企画立案又は評価のための調査研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲は、公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。なお、個票データ等の申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

## 5 代理人による申出

代理人による申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者から委任状など代理権を証明する書類を有している者であることを要件とする。

## 6 個票データ等の利用申出

文部科学省は、申出書の受付を年に 3 回程度一定期間に行うこととし、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出を求めるものとする。

具体的な受付期間及び受付窓口等については、文部科学省のホームページにて事前に公表するものとする。

## 7 申出書の記載事項

個票データの申出書については(1)、匿名データの申出書については(2)の事項を記載した様式を定め、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出を求めるものとする。また、申出書には、(3)の事項を記載した書類を添付するものとする。

### (1) 個票データの申出書

- ①申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）
- ②所属機関名、所在地、連絡先及び所属機関の代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン及び文部科学省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④個票データを利用した研究等を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤貸与を希望する個票データについて、対象となる調査年度、ファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）、項目及び抽出条件（貸与を依頼するデータが研究等の内容に鑑みて最小限であるとする根拠を記載すること。）
- ⑥貸与を受けた個票データを利用する期間（原則として、1 年間に上限とする。更新可能。）
- ⑦必要なファイル数
- ⑧利用目的（本ガイドライン第 3 の 1 に記載する目的に沿うものであることを要件とする。）
- ⑨研究等の名称、必要性、概要（個票データの利用方法、作成する資料の内容並びに研究等の計画の中で実際に個票データを利用する期間及び公表時期を含む。）及び過去の研究等の実績（申出者、利用者又は所属機関の本申出書に記載された分野と関連する分野での過去の研究等の実績）
- ⑩他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑪外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性
- ⑫研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑬個票データの利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに個票データの保管・管理方法
- ⑭個票データを取り扱う者全員（申出者、利用者、委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属、職名及び個々の利用場所
- ⑮現に受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に、別途申出を予定している個票データ等の調査年度、ファイルの種類、項目及び期間
- ⑯データを格納する媒体、送付による貸与希望の有無
- ⑰過去の貸与履歴
- ⑱その他必要な事項

### (2) 匿名データの申出書

- ①申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先
- ②所属機関名、所在地、連絡先及び所属機関の代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン及び文部科学省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④匿名データを利用した研究等又は高等教育を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤貸与を希望する匿名データについて、対象となる調査年度及びファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）
- ⑥貸与を受けた匿名データを利用する期間（原則として、1 年間に上限とする。更新可能。）
- ⑦必要なファイル数

- ⑧利用目的（本ガイドライン第3の1に記載する目的に沿うものであることを要件とする。）
- ⑨研究等又は高等教育（授業科目等）の名称、必要性及び概要（匿名データの利用方法、作成する資料の内容並びに研究等又は高等教育の計画の中で実際に匿名データを利用する期間及び公表時期を含む。）
- ⑩他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑪外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性
- ⑫研究等又は高等教育の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑬匿名データの利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに匿名データの保管・管理方法
- ⑭匿名データを取り扱う者全員（申出者、利用者、委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属、職名及び個々の利用場所
- ⑮現に受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に、別途申出を予定している個票データ等の調査年度、ファイルの種類、項目及び期間
- ⑯データを格納する媒体、送付による貸与希望の有無
- ⑰過去の貸与履歴
- ⑱その他必要な事項

### (3) 添付書類

- ①所属機関が個票データ等を利用した研究等又は高等教育を行うことを承認していることを証明するもの
- ②個票データ等を利用して作成した集計結果について著作権を主張しない旨記載したもの
- ③申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先等の申出書の記載事項を確認できるもの（本人確認書類の写しにより確認できるものを除く。）
- ④代理人が申出手続きを行う場合、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等を記載した書類
- ⑤代理人が申出手続きを行う場合、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等を記載した書類の記載事項を確認できるもの（代理人による本人確認の書類の写しにより確認できるものを除く。）
- ⑥個票データの申出を行う場合、必要に応じ、研究等又は高等教育の内容に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧
- ⑦個票データの申出を行う場合、必要に応じ、過去の研究等又は高等教育の実績を証明する書類
- ⑧必要に応じ、個票データ等の利用者が所属する機関の在職（在学）証明書
- ⑨必要に応じ、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し
- ⑩必要に応じ、当該利用目的の公益性を裏付ける書類
- ⑪その他必要な書類

### (4) 本人確認に必要な書類

- ①運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード等の官公署が発行した書類
- ②外国人が申出を行う場合には、外国政府が発行する旅券、運転免許証明書
- ③氏名、生年月日、住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、ある

いは顔写真が付いていても、氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合には、氏名、生年月日、住所の全てが確認できる、2種類以上の官公署等が発行した本人確認書類（健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、住民票の写し等）

### (5) 本人確認に必要な書類の確認方法

#### ①受付窓口で本人が訪問する場合

申出者より、受付窓口で、(4)に定める本人確認に必要な書類の提示があった場合には、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認できれば、当該書類の提示をもって、本人確認とする。なお、本人確認書類が提示された場合には、受付窓口において、当該書類の複写を行い、申出書の関係書類として扱う。

(4)の③について、当日は一種類の書類しか持ち合わせていない場合には、後日、別の種類の本人確認書類の写し（住民票の写しも可）を送付することを求める。この場合、受付窓口で当該書類の送付があった時点で、申出を受け付けたものとする。

#### ②書類の写しを郵送する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類について、2種類以上の写し（健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、住民票の写し等。ただし、「個人番号カード」の写しを送付する場合は、表面のみの写しとすること。）を同封し、受付窓口で郵送するものとする。なお、郵送の方法としては、郵送時の事故等を鑑み、追跡可能な簡易書留等とすることを推奨する。

#### ③代理人が申出を行う場合

代理人による本人確認の方法は、本ガイドライン第5の6の(5)①又は②に準じるものとする。

## 第6 申出に対する審査・決定について

文部科学省は、申し出られた個票データ等の貸与の可否について、有識者会議により審査を行った上で、決定するものとする。

### 1 貸与データが個票データの場合の審査について

個票データの利用申出に係る審査は、申出者が提出する本ガイドライン第5に規定する書類に基づいて、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の可否は文部科学省が決定する。

なお、有識者会議は貸与の判断に当たって、申出者又は利用者に対し条件を付することができる。この場合、文部科学省は、申出者に対し当該条件の内容を通知する。また、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

### 2 個票データの審査基準について

#### (1) 利用目的

個票データの利用目的が、第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資するもの又は公的機関による施策の推進に適切に反映されるものであること。

## (2) 利用の必要性

個票データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。

- ① 利用する個票データの範囲及び個票データから分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。また、データの分析方法が特定個人を識別する内容でないこと。
- ② 個票データを利用して行う統計的手法による研究（例えば、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う等の研究）のみならず、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究を行う場合であって、個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合については、有識者会議において当該研究の必要性や合理性があること。（有識者会議による審査を行った上で、個票データの貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得ること。）
  - (i) 個々の児童生徒の解答用紙番号は貸与しないこととする。
  - (ii) 特に必要であると認められない限り、学校名又は設置者名を明らかにしたデータは貸与しないことを原則とする。
  - (iii) 個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータについては、個票データの貸与前に当該学校の設置管理者の同意を得られた場合でない限り、貸与しないこととする。
  - (iv) 学校コード、設置者コード及び学校名又は設置者名を明らかにしたデータについては、それらが既に公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、公表される成果物の中には盛り込まないこととする。
- ③ 個票データの性格に鑑み、情報の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ④ 個票データの利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。
- ⑤ 個票データの利用について、申し出られている研究等の内容を現時点で行うことに合理的な理由があること。

## (3) 過去の実績等

申出内容が、申出者の過去の研究実績等並びに所属機関の過去の研究実績等及び人的体制を勘案して、実行可能であること。

## (4) 個票データの利用場所、保管・管理方法

利用者の利用形態を勘案した上で、以下の①から⑥までの事項が適切に措置されていること。

- ① 個票データの利用場所は国内であり、保管・管理する場所は、あらかじめ申出書に記載された施錠可能な物理的スペースに限定されており、原則として持ち出されないこと。
- ② 個票データを複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。
- ③ 個票データはあらかじめ申出書に記載された利用者のみが利用すること。
- ④ 個票データについては、個人情報を含む情報の安全管理と同等の措置が講じられていること。
- ⑤ 所属機関が具備すべき条件は以下のとおり。
  - (i) 個人情報の保護
    - (a) 個人情報保護に関する方針を策定し、公開していること。
    - (b) 個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
    - (c) 貸与される個票データについても、当該方針に沿った対応を行うこと。

## (ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの実践

- (a) 情報システムで扱う情報を全てリストアップしていること。
- (b) リストアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持していること。
- (c) 情報システムの安全管理者は、上記のリストを必要に応じて速やかに確認できる状態で管理しておくこと。
- (d) リストアップした情報を、リスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること。

## (iii) 組織的安全管理対策の実施

- (a) 情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定を行うこと。
- (b) 個人情報参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めること。
- (c) 情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- (d) 個人情報の取扱いを委託する場合、委託契約において安全管理に関する条項を含めること。
- (e) 運用管理規程において次の内容を定めること。
  - ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
  - ・ 利用者等の体制
  - ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
  - ・ リスクに対する予防、発生時の対応の方法
  - ・ 機器を用いる場合は機器の管理
  - ・ 記録媒体の管理方法
  - ・ 監査
  - ・ 苦情・質問の受付窓口

## (iv) 人的安全対策の措置

- (a) 利用者が所属する組織の管理者は、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう措置するとともにその実施状況を監督する必要があり、以下の措置をとること。
  - ・ 法令上の守秘義務のある者以外を事務職員等として採用するに当たっては、雇用及び契約時に守秘・非開示契約を締結すること等により安全管理を行うこと。
  - ・ 定期的に従業員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行うこと。
  - ・ 従業員の退職後の個人情報保護規程を定めること。
- (b) 利用者が所属する組織の事務、運用等を外部の事業者へ委託する場合は、これらの機関の内部における適切な個人情報保護が行われるように、以下の措置を行うこと。
  - ・ 受託する事業者に対する包括的な罰則を定めた就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約等を締結すること。
  - ・ 保守作業等の情報システムに直接アクセスする際には、作業員・作業内容・作業結果の確認を行うこと。
  - ・ 清掃等の直接情報システムにアクセスしない作業の場合においても、作業後の定期的なチェックを行うこと。
  - ・ 委託事業者が再委託を行うか否かを明確にし、再委託を行う場合は委託事業者と同等の個

個人情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件とすること。

- (c) プログラムの異常等で、保存データを救済する必要があるとき等、やむを得ない事情で外部の保守要員が個人情報にアクセスする場合は、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約等の秘密保持の対策を行うこと。

(v) 情報の破棄の手順等の設定

- (a) 個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業員の特定、具体的な破棄の方法を含めること。
- (b) 個票データを利用又は保存する情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。
- (c) 外部保存を受託する機関に破棄を委託した場合は、更に委託する利用者等が確実に情報の破棄が行われたことを確認すること。

(vi) 運用管理

本ガイドライン第6の2(4)で示す個人情報の取扱いについて、申出者が対応を行っていること  
申し出た事項が適切に運用管理規程等に含められていること。

⑥ 個票データの利用に際し具備すべき条件は以下のとおり。

(i) 物理的安全対策

- (a) 個票データが保存されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所には施錠すること。
- (b) 個票データを参照できる区画には、利用者以外の者の無断立入りを防ぐ対策を講じること。  
また、個票データを参照できる端末が設置されている区画は、施錠等、運用管理規程に基づき許可された者以外立ち入ることができない対策を講じること。
- (c) 個票データの物理的保存を行っている区画への入退管理を実施すること。例えば、以下のことを実施すること。
- ・ 入退者には名札等の着用を義務付け、台帳等に記入することによって入退の事実を記録する。
  - ・ 入退者の記録を定期的にチェックし、妥当性を確認する。
- (d) 個票データが保存されている端末等の重要な機器に盗難防止用チェーンを設置すること。
- (e) 窃視防止の対策を実施すること。

(ii) 技術的安全対策

- (a) 個票データを利用する情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うこと。
- (b) 上記(a)の利用者の識別・認証にユーザIDとパスワードの組合せを用いる場合には、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行うこと。
- (c) 利用者が個票データを利用する情報システム端末から長時間、離席する際に、あらかじめ認められた利用者以外の者が利用する恐れがある場合には、クリアスクリーン等の防止策を講じること。
- (d) 個票データを利用する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行うこと。アクセスの記録は少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した利用者が特定できること。
- (e) 個票データを利用する情報システムには、アクセス記録機能を備えること。(アクセス記録機能を備えていない場合には、業務日誌等で操作の記録(操作者及び操作内容)を行うこと。)

- (f) 個票データを利用する情報システムにアクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除、改ざん、追加等を防止する対策を講じること。

(g) 上記(f)のアクセスの記録に用いる時刻情報は信頼できるものであること。

(h) 原則として、個票データを利用する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウィルスチェック等の検査を行うこと。

(i) 個票データが複写された情報システムが複数の者によって利用され、パスワードを利用者識別に使用する場合には、当該システム内のパスワードファイルでパスワードは必ず暗号化され、適切な手法で管理及び運用が行われること。

(j) 個票データの保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。

(k) 個票データの利用の終了後には、情報システム内に記録された個票データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外側ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアーウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること。

(iii) 情報及び情報機器の持ち出しについて

貸与された個票データの情報の利用、管理及び保管は、申出書に記載された場所でのみ行うこと。ただし、外部委託や共同研究の場合など、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程において情報及び情報機器の持ち出しに関する方針、管理方法を定めるなど、情報漏えいを防止するための適切な措置を講じること。

(5) 個票データの分析結果の公表の有無

第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資することを目的として利用する場合においては、学術論文等の形で研究成果が公表される予定であること。また、研究成果の公表予定日が申出書等に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。

公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合においては、その成果が何らかの方法で公表されることが望ましい。

(6) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先等の申出書の記載事項を添付書類及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が申出手続きを行う場合には、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等の添付書類の記載事項を、他の添付資料及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

③ 貸与を希望するファイルの種類、項目及び期間

文部科学省が貸与することが可能な個票データのファイルの種類(児童生徒ローデータ又は学校ロー

データ)、項目及び貸与を希望する期間等が記載されていること。また、利用目的の内容が、個票データの内容と照らし合わせて、不必要と判断される内容が含まれていないこと。また、貸与を希望する期間は、その利用に必要な最小限の期間となっていること。利用目的から見て、合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合に限り、利用期間を1年以上とすることができる。

なお、継続的に行われる研究等であって、3年以内の範囲で将来実施予定の研究等の複数年分の個票データを利用する場合、個票データごとに利用期間を申し出ることができる。

#### ④必要ファイル数

原則として、複写は、コンピュータのハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとされていることを踏まえ、利用者数及び利用方法と、必要なファイルごとのファイル数との関係で齟齬がないこと。

#### ⑤利用者

利用者について氏名、所属が申出書に記載されており、研究等の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、本ガイドライン第14に規定する貸与を禁止する期間と重なる者の利用は認めない。

また、学生（大学院生を含む。以下同じ。）の利用は原則として認めない。ただし、文部科学省科学研究費補助金を受けて行う研究において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、利用を認める。

#### ⑥他のデータとの照合を行う場合

原則として、特定の個人、学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。他のデータとの照合を行う場合には、他のデータとの照合を行う必要性が、研究等の目的に照らして合理的であり、かつ、特定の個人、学校又は設置管理者が識別されないこと。学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得ること。

#### ⑦外部委託等を行う場合

利用者は、原則として所属機関に所属している者であることを要するが、外部委託等を行う場合には、外部委託等を行う内容及び必要性が、研究等の目的及び内容に照らして合理的であること。また、外部委託等により所属機関以外の者が利用者となる場合には、外部委託等が必要な理由が明記されていること。また、受託機関の利用者の職名及び氏名が記載されていること。

#### (7)所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

#### (8)個票データの貸与方法

個票データの貸与方法が、個票データの規模等を勘案し、文部科学省又は申出者において用意することができる媒体（CD-R、DVD-R等）であること。また、貸与の手続きは直接の受渡しを原則としつつ、貸与先から必要とされる切手を送付される場合にあっては書留による送付にも対応するものとする。

#### (9)その他必要な事項

上記の(1)から(8)の項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その承認基準

を満たしていること。

### 3 貸与データが匿名データの場合の審査・決定について

匿名データの利用申出に係る審査は、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の可否は文部科学省が決定する。なお、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

### 4 匿名データの審査基準について

#### (1)利用目的

匿名データの利用目的が、第3の1の規定に基づき行われる学術研究若しくは大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資するものであること又は公的機関による施策の推進に適切に反映されるものであること。なお、匿名データを利用して行う研究等は、統計的手法による研究（例えば、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う等の研究）によるものとする（個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究は含まれない。）。

#### (2)利用の必要性

匿名データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。

- ①データの分析方法が、特定の個人、学校名、設置者名を識別する内容でないこと。
- ②匿名データの性格に鑑み、匿名データに係る情報の利用に合理性があり、他の情報では研究等又は高等教育の目的の達成が困難であること。
- ③匿名データの利用期間と研究等又は高等教育の計画・公表時期が整合的であること。
- ④匿名データの利用について、申し出られている研究等又は高等教育の内容を現時点で行うことに合理的な理由があること。

#### (3)匿名データの利用場所、保管・管理方法

利用者の利用形態を勘案した上で、以下の①から⑦までの事項が適切に措置されていること。

- ①匿名データの利用場所は国内であり、保管する場所は、あらかじめ申出書に記載された施設可能な物理的空間に限定されていること。
- ②匿名データを複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。
- ③匿名データはあらかじめ申出書に記載された利用者のみが利用すること。
- ④貸与される匿名データに加え、作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等の事故を防止するために適正な管理が行われること。
- ⑤第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として利用する場合、匿名データは教員（教育責任者）が保管・管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと。また、教育責任者は、利用者たる学生に対し、あらかじめ利用に必要な教育（制度、遵守事項、不適切利用への措置等）を行うこと。
- ⑥所属機関が具備すべき条件は以下のとおり。

- (i)情報の安全管理



- (a) 匿名データを取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
  - (b) 貸与される匿名データについても、適正な管理を行うことができること。
- (ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの実践
- (a) 情報システムで扱う情報を全てリストアップしていること。
  - (b) リストアアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持していること。
  - (c) 情報システムの安全管理者は、上記のリストを必要に応じて速やかに確認できる状態で管理しておくこと。
  - (d) リストアアップした情報を、リスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること。
- (iii) 組織的安全管理対策の実施
- (a) 情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定を行うこと。
  - (b) 匿名データを参照可能な場所においては、来訪者の入退管理を適切に行うこと。
  - (c) 情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
  - (d) 匿名データに係る情報の取扱いを委託する場合、委託契約において安全管理に関する条項を含めること。
  - (e) 運用管理規程において次の内容を定めること。
    - ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
    - ・ 利用者等の体制
    - ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
    - ・ リスクに対する予防、発生時の対応の方法
    - ・ 機器を用いる場合は機器の管理
    - ・ 匿名データと同程度の安全管理が必要な情報の記録媒体の管理方法
    - ・ 監査
    - ・ 苦情・質問の受付窓口
- (iv) 人的安全対策の措置
- (a) 利用者が所属する組織の管理者は、匿名データに係る情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講じるとともに、その実施状況を監督すること。
  - (b) 利用者が所属する組織の事務、運用等を外部の事業者へ委託する場合は、これらの機関の内部における適切な情報の安全管理が行われるよう、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約の締結その他の必要な措置を行うこと。
  - (c) プログラムの異常等で、保存データを救済する必要があるとき等、やむを得ない事情で外部の保守要員が匿名データに係る情報にアクセスする場合は、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約等の締結その他の秘密保持の対策を行うこと。
- (v) 情報の破棄の手順等の設定
- (a) 匿名データに係る情報の破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法を含めること。
  - (b) 匿名データを利用又は保存する情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。

- (c) 外部保存を受託する機関に破棄を委託した場合は、更に委託する利用者等が確実に匿名データに係る情報の破棄が行われたことを確認すること。
- ⑦ 匿名データの利用に際し具備すべき条件は以下のとおり。
- (i) 物理的安全対策
- (a) 匿名データが保存されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所には施錠すること。
  - (b) 匿名データを参照できる端末が設置されている区画は、利用時間帯以外は施錠する等、運用管理規程に基づき許可された者以外立ち入ることができない対策を講じること。
  - (c) 匿名データの物理的保存を行っている区画への入退管理を実施すること。例えば、以下のことを実施すること。
    - ・ 入退者には名札等の着用を義務付け、台帳等に記入することによって入退の事実を記録する。
    - ・ 入退者の記録を定期的にチェックし、妥当性を確認する
  - (d) 匿名データが保存されている端末等の重要な機器に盗難防止用チェーンを設置すること。
  - (e) 窃視防止の対策を実施すること。
- (ii) 技術的安全対策
- (a) 匿名データを利用する情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うこと。
  - (b) 上記(a)の利用者の識別・認証にユーザIDとパスワードの組合せを用いる場合には、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行うこと。
  - (c) 利用者が匿名データを利用する情報システム端末から長時間、離席する際に、あらかじめ認められた利用者以外の者が利用する恐れがある場合には、クリアスクリーン等の防止策を講じること。
  - (d) 匿名データを利用する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行うこと。アクセスの記録は少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した利用者が特定できること。
  - (e) 匿名データを利用する情報システムには、アクセス記録機能を備えること。（アクセス記録機能を備えていない場合には、業務日誌等で操作の記録（操作者及び操作内容）を行うこと。）
  - (f) 匿名データを利用する情報システムにアクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除、改ざん、追加等を防止する対策を講じること。
  - (g) 上記(f)のアクセスの記録に用いる時刻情報は信頼できるものであること。
  - (h) 原則として、匿名データを利用する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、匿名データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウィルスチェック等の検査を行うこと。
  - (i) 匿名データが複写された情報システムが複数の者によって利用され、パスワードを利用者識別に使用する場合には、当該システム内のパスワードファイルでパスワードは必ず暗号化され、適切な手法で管理及び運用が行われること。
  - (j) 匿名データの保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。
  - (k) 匿名データの利用の終了後には、情報システム内に記録された匿名データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際には

あらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアーウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること。

(iii) 情報及び情報機器の持ち出しについて

貸与された匿名データの情報の利用、管理及び保管は、申出書に記載された場所でのみ行うこと。ただし、外部委託や共同研究の場合など、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程において情報及び情報機器の持ち出しに関する方針、管理方法を定めるなど、情報漏えいを防止するための適切な措置を講じること。

(4) 匿名データの分析結果の公表の有無

第3の1の規定に基づき行われる学術研究及び高等教育の発展に資することを目的として利用する場合においては、学術論文等（高等教育での利用の場合は、卒業論文、修士論文又は博士論文）の形でその成果が公表される予定であること。また、学術研究又は高等教育の成果の公表予定日が申出書等に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合においては、その成果が何らかの方法で公表されることが望ましい。

(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先等の申出書の記載事項を添付資料及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

なお、匿名データについて、第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として利用する場合の申出者は、教員（教育責任者）に限るものとする。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が申出手続きを行う場合には、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等の添付書類の記載事項を、他の添付資料及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

③ 貸与を希望するファイルの種類及び期間

貸与を希望するファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）及び期間等が記載されていること。また、利用目的の内容が、匿名データの内容と照らし合わせて、不必要と判断される内容が含まれていないこと。また、貸与を希望する期間は、その利用に必要な最小限の期間となっていること。利用目的から見て、合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合に限り、利用期間を1年以上とすることができる。

なお、継続的に行われる研究等又は高等教育であって、3年以内の範囲で将来実施予定の研究等の複数年分の匿名データを利用する場合、匿名データごとに利用期間を申し出ることができる。

④ 必要ファイル数

原則として、複写は、コンピュータのハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとし、利用者数及び利用方法と、必要なファイルの種類ごとのファイル数との関係で齟齬がないこと。

⑤ 利用者

利用者について氏名、所属が申出書に記載されており、研究等又は高等教育の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、本ガイドライン第14に規定する貸与を禁止する期間と重なる者の利用は認めない。

また、匿名データについて、第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として利用する場合の利用者は、高等教育機関において正規の授業科目として承認されている場合にそれを受講する学生が想定される。

なお、教員（教育責任者）が個人的に実施する補習等を受講する学生による利用は認められない。

⑥ 他のデータとの照合を行う場合

原則として、特定の個人、学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。他のデータとの照合を行う場合には、他のデータとの照合を行う必要性が、研究等の目的に照らして合理的であり、かつ、特定の個人、学校又は設置管理者が識別されないこと。学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得ること。

⑦ 外部委託等を行う場合

利用者は、原則として所属機関に所属している者であることを要するが、外部委託等を行う場合には、外部委託等を行う内容及び必要性が、研究等又は高等教育の目的及び内容に照らして合理的であること。また、外部委託等により所属機関以外の者が利用者となる場合には、外部委託等が必要な理由が明記されていること。また、受託機関の利用者の職名及び氏名が記載されていること。

(6) 所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

(7) 匿名データの貸与方法

匿名データの貸与方法が、文部科学省又は申出者において用意することができる媒体（CD-R、DVD-R等）であること。また、貸与の手続きは直接の受渡しを原則としつつ、貸与先から必要とされる切手を送付される場合にあっては書留による送付にも対応するものとする。

(8) その他必要な事項

上記の(1)から(7)の項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その承認基準を満たしていること。

**5 有識者会議の審査を省略することができる利用**

過去に同様の種類の審査を行っている等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、有識者会議の審査を省略できるものとする。ただし、この場合にあっては、申出者及び利用者において本ガイドライン等で定める適切な利用を行う必要がある。また、定期的に利用実績について、有識者会議に報告し、公表することとする。

**第7 審査結果の通知**

文部科学省は、有識者会議による申出書の審査結果を踏まえ、貸与の可否を決定し、申出者に対し文書により、貸与の可否について通知する。

## 1 申出について承諾する場合

文部科学省が定める個票データ等の貸与に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知する。なお、やむを得ない事情により、本ガイドライン第7の1の規定に基づき通知した貸与予定時期より実際の貸与時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに申出者に連絡する。

- ①個票データ等の貸与を行う旨
- ②貸与予定時期及び貸与期間
- ③貸与するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容
- ④その他文部科学省が必要と認める事項

## 2 申出について承諾しない場合

文部科学省が定める個票データ等の貸与に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知する。

## 第8 貸与決定後の個票データ等の貸与の手続について

### 1 貸与決定後の提出書類

申出について承諾された者は、以下の書類を提出する。文部科学省は、申出者に対して、以下の書類の様式を入手することができるホームページアドレスを連絡する。

- (1) 依頼書
- (2) 所属機関確認のための登録事項証明書若しくは印鑑登録証明書又はこれらに準ずるもの（6か月以内に作成されたものに限る。）
- (3) 利用条件（利用規約等）及び個票データ等の利用に関する誓約書（利用者が利用条件（利用規約等）を遵守する旨記載し署名又は記名押印したもの）（以下「誓約書」という。）

### 2 個票データ等の貸与方法

上記1の(1)から(3)の書類を受理した後、文部科学省は、申出について承諾された者に対し、原則として、受付窓口における直接の受渡しにより、個票データ等を貸与する。ただし、申出について承諾された者から必要とされる切手を送付された場合にあつては、文部科学省は書留による送付にも対応するものとする。個票データ等の貸与を受けた申出者は、速やかに受領書を受付窓口へ提出する。

また、個票データ等の貸与に際しては、万が一、漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、有識者会議の意見も踏まえ、文部科学省は貸与する個票データ等のファイルごとに必要な措置を講じることができる。

## 第9 申出書の記載事項等の変更

### 1 申出書の記載事項の変更

文部科学省の承諾がなされた申出書に係る記載事項（本ガイドライン第10に規定する利用期間の延長に関する事項は除く。）について、申出者側の都合により変更する場合には、次のとおり対応する。

#### (1) 有識者会議の審査を要しない変更

次の事項について変更が生じた場合には、申出者は変更届に変更事項を記載の上、直ちに文部科学省に届け出るものとする。

なお、③の利用者を除外する場合、利用者が利用していた個票データ等が存在するときは、申出者が適切に管理し、他の個票データ等の返却時に、本ガイドライン第11の規定に基づき、文部科学省に返却する。

- ①利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ②利用者の姓に変更が生じた場合
- ③利用者を除外する場合
- ④成果の公表形式を変更する場合（例：公表する学会誌の変更等）
- ⑤文部科学省の指摘に基づき、利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑥利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合
- ⑦その他の文部科学省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される場合

#### (2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて申出書を提出する。ただし、申出書の記載事項のうち、1項目のみを変更する場合など変更内容が限定されている場合には、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

文部科学省は、申出書又は記載事項変更依頼申出書を受理した場合には、当該申出書について有識者会議による審査を本ガイドライン第6の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について本ガイドライン第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

なお、利用者が追加又は変更された場合については、上記の通知後、追加又は変更される者の誓約書の提出をもって、利用を認めるものとする。

### 2 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類（組織的安全対策に係る書類等）の変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を文部科学省へ提出するものとする。

## 第10 利用期間の延長

申出者が、やむを得ない理由により、利用期間の延長を希望する場合、文部科学省は、以下の手続きにより、延長を認めることができる。

### 1 延長依頼申出書又は変更届の提出

延長を希望する申出者は、原則、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した延長依頼申出書を文部科学省に提出する。ただし、利用期間の延長を希望する時点で、公表に係る手続きが進行中の場合等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、申出者は変更届に変更事項を記載の上、直ちに文部科学省に届け出るものとする。

### 2 延長の申出の審査基準

延長依頼申出書が提出された場合、有識者会議は次の審査基準により審査を行い、文部科学省へ意見を述べる。文部科学省は、当該意見を踏まえ、延長の可否について決定する。

- ①延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由があること。
- ②利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件等の他の事項に変更がなされていないこと。

- ③延長理由から判断して、延長期間が最小限度であること。
- ④利用期間の延長を希望する個票データ等について、初回の延長申出であること。

### 3 諾否の通知

文部科学省は、延長を承諾する場合はその旨を、延長を承諾しない場合はその理由と併せてその旨を、申出者に通知する。

### 4 通知後の手続き

#### (1) 延長が認められた場合

延長が認められた場合、それに伴い、利用条件（利用規約等）及び誓約書に修正が必要な場合には、文部科学省は、再度、申出者に対してその内容を通知し、依頼書及び誓約書等の必要な書類の提出を求める。

#### (2) 延長が認められなかった場合

延長が認められなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時まで、申出者は個票データ等の返却、コンピュータに保存されている個票データ等及び中間生成物等の消去、利用実績報告書、データ措置報告書の提出その他の所要の措置を行う。

## 第11 利用後の措置等

申出者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む）、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出した個票データ等及び中間生成物を消去する。

その上で、データ措置報告書を添えて、電子媒体を文部科学省に提出する。この際、受付窓口での直接の受渡しによることを原則とするが、書留（提出依頼者の送料負担）による送付にも対応する。なお、将来、研究等又は高等教育の成果について、再検証等が必要になった場合には、その都度、個票データ等の貸与の申出を行うこととし、文部科学省は過去に貸与した個票データ等の情報等について適切に記録を保存することとする。

## 第12 申出者による研究成果等の公表

### 1 研究成果等の公表

本ガイドライン第6の規定に基づき有識者会議により審査を行った上で、研究成果等の公表を行うことを条件として個票データ等の貸与を行うことを文部科学省が決定した場合には、申出者は、個票データ等を利用して行った研究等又は高等教育の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表する。

公表に当たっては、事前に公表を予定する研究等又は高等教育の成果について任意の様式で文部科学省へ報告し、文部科学省は、

- ①当該研究等又は高等教育の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか
- ②貸与する個票データ等に係る調査年度の実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど全国学力・学習

状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする情報）が含まれていないか（既に公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは認められない。）

- ③個人情報保護の観点から本ガイドライン第12の2の「公表に当たっての留意点」の公表形式の基準を満たしているか
- ④本ガイドライン第12の3の「公表に当たっての配慮事項」に違反する内容が含まれていないかを確認する。

### 2 公表に当たっての留意点

研究等又は高等教育の成果の公表に当たっては、既に公開されている場合又は個別の同意がある場合等を除き、原則として、利用者は、公表される研究等又は高等教育の成果によって特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。なお、学校の属性情報に関する個別の同意については、学校の設置管理者が、当該学校と、公表される内容や方法等について事前に十分相談した上で、同意の可否について決定するものとする。

- ①公表される研究等又は高等教育の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
- ②公表される研究等又は高等教育の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

### 3 公表に当たっての配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、調査の目的を達成するため、国及び教育委員会の教育施策の改善・充実、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要があることから、調査結果の個票データ等を活用した研究等又は高等教育の成果の公表に際しては、以下の事項に配慮しなければならない。

- ①全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえること。
- ②序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

### 4 研究成果等が公表できない場合の取扱い

研究等又は高等教育の成果等の公表を行うことを条件として個票データ等の貸与を行うことを文部科学省が決定したにもかかわらず、申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等又は高等教育の成果を公表できない場合には、その理由を利用実績報告書により文部科学省に報告する。

公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、本ガイドライン第14の不適切利用

に該当することとなる。また、申出書に記載した公表方法で公表されなかった研究等又は高等教育の成果の利用は認めないものとする。これに違反した場合、本ガイドライン第14の不適切利用に該当することとなる。

## 第13 利用実績報告書の作成・提出

### 1 利用実施状況報告書の提出

#### (1) 研究等又は高等教育の成果を公表した場合

申出者は、研究等又は高等教育の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その公表も含めた成果の概要について文部科学省に対し利用実績報告書により報告する。

#### (2) 調査研究の成果の公表を条件としていない場合

文部科学省が公的機関に所属する者による利用について調査研究の成果の公表を条件とせず個票データ等の貸与を決定した場合には、申出者は、個票データ等の利用期間又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究の計画期間の終了後速やかに、その成果の概要について文部科学省に対し利用実績報告書により報告する。

#### (3) 研究等又は高等教育の成果の公表ができない場合

研究等又は高等教育の成果等の公表を行うことを条件として個票データ等の貸与を行うことを文部科学省が決定したにもかかわらず、申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等又は高等教育の成果を公表できない場合には、その理由を利用実績報告書により文部科学省に報告する。

### 2 利用実績の公表

文部科学省は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、有識者会議に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

## 第14 不適切利用への対応

### 1 契約違反の場合

#### (1) 違反内容

文部科学省は、申出者又は利用者が、次のような契約違反等を行った場合には、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ対応を行う。なお、申出者以外の者が違反を行った場合であっても、申出者には、管理責任等の観点から、申出者が違反を行ったものとしてみなすことができるものとする。

- ①返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない。
- ②個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した。
- ③個票データ等を紛失・漏えいした。
- ④承諾された利用目的以外の利用を行った。(又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った。)(それらにより不当な利益を得た場合を含む。)
- ⑤その他(上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など)

#### (2) 対応内容

①文部科学省は、その貸与した個票データ等の利用に関し、契約違反等として、(1)の①から⑤の事態が生じていることが判明した場合は速やかに申出者に連絡し、原則として利用の取消し、個票データ等の情報の返却、複写データの消去を求めるとともに、有識者会議に報告する。また、②～④の場合については、利用者による成果物の公表も禁止する。

②有識者会議は、(1)の①～⑤の違反事実について、次に挙げる措置を講じることを審議することとし、文部科学省は当該審議を踏まえた対応を講じることとする。なお、契約違反等が所属機関の責に帰すべき特段の事情がある等、有識者会議が特に認める場合には、所属機関に属する他の申出者及び利用者に対しても、個票データ等の貸与を行わない。

##### (i) 返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない場合

返却が行われるまでの間、申出者及び利用者に対して、他の個票データ等の貸与を行わない。その上で、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に該当する期間についても、個票データ等の貸与を行わない。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者の意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

##### (ii) 個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した場合

有識者会議の議論を踏まえ、申出者及び利用者に対して、貸与した個票データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者から事故に至る経緯及び意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

##### (iii) 個票データ等を紛失・漏えいした場合

有識者会議の議論を踏まえ、申出者及び利用者に対して、引き続き保管している個票データ等がある場合には、当該データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者から紛失・漏えいに至る経緯及び意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

##### (iv) 承諾された利用目的以外の利用を行った場合(又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った場合)(それらにより不当な利益を得た場合を含む)

有識者会議の議論を踏まえ、申出者及び利用者に対して、貸与した個票データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者から不適切利用の状況及び経緯並びに意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

また、当該不適切な利用により申出者、利用者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用条件(利用規約等)に基づき、申出者はその利益相当額を国に支払うことを約することとする。

(v)その他の場合（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）  
その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った申出者及び利用者に対しては、  
上記の対応を参考として、所要の措置を講じるものとする。

## 2 他の制度との連携

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により提供禁止措置等がとられている場合、同様の期間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して、個票データ等の貸与を行わないものとする。

### 第 15 文部科学省による実地監査

申出者又は利用者は、文部科学省が必要に応じ、個票データ等の利用場所への立入りを求めることがあり得ること及びその場合には、文部科学省の職員及び文部科学省が適切と認めた第三者による利用場所及び保管場所への立入りを認めることを、あらかじめ利用規約で承認することとする。

### 第 16 文部科学省による利用についての適用除外

以下の場合については、本ガイドラインの適用を除外し、その他必要な規程を定めることができる。

- (1)文部科学省が、その所掌する事務の範囲内で、政府が開催する審議会等に提出する資料作成のために利用する場合
- (2)文部科学省が全国学力・学習状況調査の目的の達成に資する分析を自ら行うために利用する場合
- (3)文部科学省が施策の企画立案又は評価のための調査研究を自ら行うために利用する場合
- (4)文部科学省が大学等の研究機関の研究者に調査研究を委託するために利用する場合
- (5)文部科学省が大学等の研究機関の研究者と共同研究を行うために利用する場合

### 第 17 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。ただし、匿名データの貸与に係る規定については、匿名データが作成されるまでの間、適用しない。